

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【事業年度】 第17期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

【英訳名】 Ai・Partners Financial Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 譲治

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番5号

【電話番号】 045-329-7150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 島田 和紀

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区南幸二丁目20番5号

【電話番号】 045-329-7150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 島田 和紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	2,379,704	2,467,009	4,034,438	3,806,967
経常利益 (千円)	56,639	7,408	239,825	110,042
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	38,790	765	152,984	64,866
包括利益 (千円)	38,790	765	152,984	64,866
純資産額 (千円)	251,781	344,905	494,435	870,673
総資産額 (千円)	569,647	656,526	1,117,613	1,205,478
1株当たり純資産額 (円)	118.54	124.78	178.88	260.09
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	18.26	0.28	55.35	20.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	18.96
自己資本比率 (%)	44.2	52.5	44.2	72.2
自己資本利益率 (%)	16.5	0.3	36.5	9.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	33.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	86,833	60,713	311,955	60,059
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,988	44,058	19,469	35,651
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,310	93,890	4,321	294,402
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	248,934	238,053	526,217	724,909
従業員数 (名)	27	35	42	38
〔他、平均臨時雇用人員〕	〔26〕	〔56〕	〔66〕	〔72〕

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第14期及び第16期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第14期から第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 第14期から第17期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(業務委託社員、パートタイマー、派遣社員)は、〔 〕内に外数で記載しております。
記載方法につきまして、従来は臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、第17期より、有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。これに伴い第14期に遡って同様の計算方法とした上で算出しております。
6. 当社は、2019年4月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。
7. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	2,141,253	2,061,138	2,322,412	3,852,944	3,687,737
経常利益又は経常損失() (千円)	128,370	26,952	2,631	239,600	119,214
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	86,306	14,708	6,905	155,131	73,602
資本金 (千円)	94,985	94,985	144,585	144,585	323,942
発行済株式総数 (株)	2,655	2,655	3,455	691,000	853,200
純資産額 (千円)	226,085	235,483	322,468	474,144	859,118
総資産額 (千円)	476,692	437,199	608,226	1,066,137	1,184,102
1株当たり純資産額 (円)	85,154.45	110.87	116.67	171.54	256.64
1株当たり配当額 〔1株当たり中間配当額〕 (円)	2,000.00 [-]	2,000.00 [-]	1,000.00 [-]	10.00 [-]	20.00 [-]
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	37,139.84	6.92	2.53	56.13	23.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	21.51
自己資本比率 (%)	47.4	53.9	53.0	44.5	72.6
自己資本利益率 (%)	50.7	6.4	2.5	38.9	11.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	29.6
配当性向 (%)	5.4	36.1	-	4.5	21.7
従業員数 〔他、平均臨時雇用人員〕 (名)	15 [0]	24 [2]	31 [4]	37 [5]	33 [7]
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標: -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2,475 (9,900)
最低株価 (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	489 (1,958)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当事業年度より損益計算書において表示方法の変更を行いました。この変更を反映させるため、第13期の売上高より組み替えて表示しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第13期、第14期及び第16期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第15期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第13期から第16期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 配当性向については、第15期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 主要な経営指標等のうち、第13期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく東陽監査法人による監査を受けておりません。
7. 第14期から第17期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。
8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(業務委託社員、パートタイマー、派遣社員)は、〔 〕内に外数で記載しております。
記載方法につきまして、従来は臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、第17期より、有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。これに伴い第13期に遡って同様の計算方法とした上で算出しております。
9. 当社は、2018年3月30日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式333株を発行しております。
10. 当社は、2019年4月22日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式800株を発行しております。
11. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い第14期の期首に当該株式分割が行われた

と仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算出しております。

12. 第13期から第17期までの株主総利回り及び比較指標は、2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。ただし、当社株式は、2021年6月23日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項はありません。なお、2022年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

当社の前身である株式会社アイ・ブレーションは、税理士法人アイ・パートナーズのコンサルティング部門の位置づけとして設立され、その後、金融商品仲介業に特化するため、現代表取締役社長田中譲治が資本・経営参加し、社名を株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルに変更いたしました。

年月	概要
2006年2月	横浜市鶴見区に株式会社アイ・ブレーション（現当社）を設立
2007年3月	証券仲介業（現金融商品仲介業）を開始するため、日興コーディアル証券株式会社（現S M B C日興証券株式会社）と証券仲介業に係る業務等委託基本契約を締結
2007年9月	証券仲介業を開始
2009年2月	株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルへ商号変更
2009年4月	委託金融商品取引業者に楽天証券株式会社を追加
2010年4月	横浜市鶴見区に株式会社A I Pコンサルタンツを設立
2011年3月	委託金融商品取引業者に株式会社S B I証券を追加
2014年3月	委託金融商品取引業者にエース証券株式会社（現東海東京証券株式会社）を追加
2014年3月	横浜市西区に本店を移転
2015年3月	S M B C日興証券株式会社が金融商品仲介業（IFA）ビジネスを終了したため、業務等委託基本契約を解消
2015年9月	当社及び株式会社A I Pコンサルタンツ（現 連結子会社）が共同して、株式移転により完全親会社たる株式会社アイ・パートナーズホールディングスを設立
2016年8月	当社が株式会社アイ・パートナーズホールディングスを吸収合併し、株式会社A I Pコンサルタンツを当社の完全子会社化
2020年2月	委託金融商品取引業者にあかつき証券株式会社を追加
2021年6月	東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）上場
2021年8月	委託金融商品取引業者に東海東京証券株式会社を追加
2022年4月	委託金融商品取引業者に野村アセットマネジメント株式会社を追加

< 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立の経緯 >

当社は、金融商品仲介業に特化しつつ、お客様へのファイナンシャル・アドバイス業務の一つとして、IFAを委託型募集人とする保険代理店業務を行っておりましたが、2014年5月23日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」における保険募集人に対する規制の整備（第294条の3関係）により、保険募集人との雇用関係が必要となりました。

そのため、当社は、金融商品仲介業での業務委任契約と保険募集人としての雇用契約を同時に締結することを回避するため、当時、税理士法人アイ・パートナーズのグループ会社であった株式会社A I Pコンサルタンツへ保険代理店業務を移管することいたしました。株式会社A I Pコンサルタンツは、株式会社アイ・ブレーションが株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルに商号変更した後に、税理士法人アイ・パートナーズのコンサルティング業務を行うために設立された会社であり、株主はすべて税理士法人アイ・パートナーズの役職員でした。

このような経緯で、お客様へ提供するサービスを株主構成が異なる両社が提供することになりましたが、将来的な成長にはサービス間のシナジーを高め、スピード感のある経営判断が不可欠であると判断し、株式移転により完全親会社たる持株会社として、株式会社アイ・パートナーズホールディングスを設立いたしました。

< 税理士法人アイ・パートナーズとの関係 >

当社の会社設立時の初代表取締役は、当時の税理士法人アイ・パートナーズの代表税理士が兼務で就任し、株式会社アイ・パートナーズホールディングスの初代表取締役にも就任いたしました。

税理士法人アイ・パートナーズを中心としたグループの営業活動の一環として受託していた非金融事業により、株式会社A I Pコンサルタンツは赤字となり、かつ、ファイナンシャル・アドバイス業務とのシナジー効果が期待できなかったため、金融商品仲介業に特化した当社が、グループ内に留まるメリットがないとの結論に至り、2016年8月に当社が株式会社アイ・パートナーズホールディングスを吸収合併し、株式会社A I Pコンサルタンツを当社の完全子会社とし、税理士法人アイ・パートナーズとの関係を解消いたしました。現在、当社と税理士法人アイ・パートナーズの間には、出資及び人的な関係並びに業務上の提携及び制約は一切ございません。

なお、「アイ・パートナーズフィナンシャル」の商号については、2019年3月29日に商標権の出願を行い、2020年1月31日に登録完了しております。「A I Pコンサルタンツ」の商号については、2019年3月29日に商標権の出願、2020年11月4日に登録完了しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と株式会社A I P コンサルタンツ（連結子会社）の2社で構成されており、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」の経営理念のもと、「IFAビジネスに関わる全ての人々の幸せを目指します。」をビジョンに掲げ、金融商品仲介業を基軸とした「IFAによる金融サービスの提供事業」を展開しております。

(1) 金融商品仲介業とは

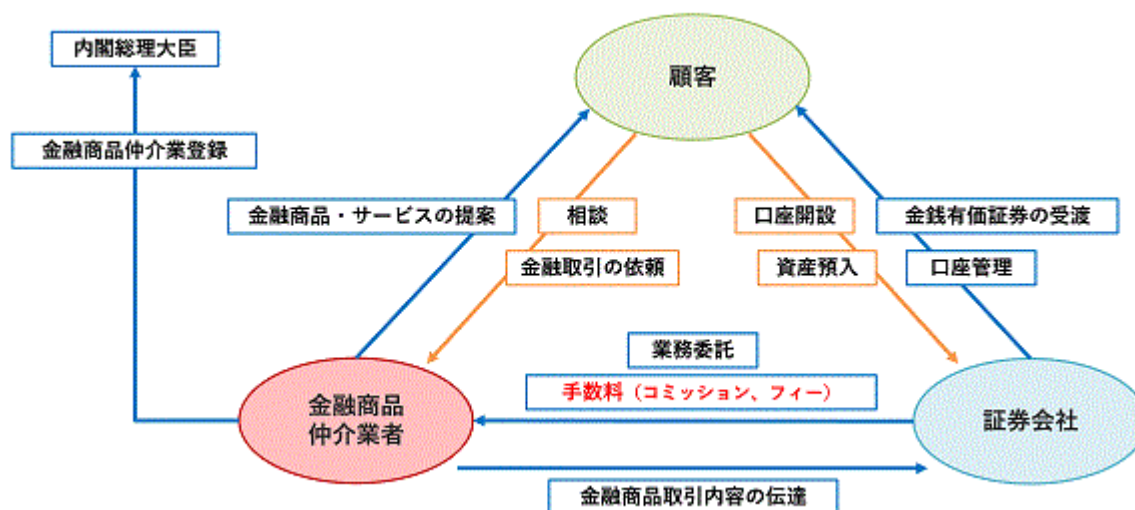
金融商品仲介業とは、金融商品取引法第2条第11項に掲げる有価証券の売買の媒介等の行為に係る業務をいい、同法第66条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者を金融商品仲介業者といたします。

金融商品仲介業は、幅広い投資者に証券市場への参加を促すことを目的とし、2003年5月に証券取引法が改正され、2004年4月1日より証券仲介業として始まり、8か月後の2004年12月には、銀行等の金融機関にも証券仲介業が解禁されました。2007年9月の金融商品取引法の施行に伴い、「証券仲介業」は「金融商品仲介業」に名称変更されました。

金融商品仲介業者は、法律上、金融商品取引業者の委託を受けて証券会社を取り扱う金融商品をお客様に仲介しますが、複数の証券会社と業務委託契約を締結することが可能なため、特定の証券会社に属さない独立・中立の立場から、お客様のライフステージに応じた金融商品・サービスの提案と金融商品取引の取次ぎを行うことができます。

なお、金融庁が公表している「金融商品仲介業者登録一覧」によりますと、2022年3月31日現在の登録業者数は841業者（法人642、個人199）となっております。

金融商品仲介業者、証券会社、お客様の関係を図に表すと以下のとおりとなります。



(出所) 第22回金融審議会「市場ワーキング・グループ」配布資料、事務局説明資料

(2) IFAとは

IFAとは、Independent Financial Advisorの略で、明確な定めはないものの、一般的には、証券会社や銀行等特定の金融機関と従属関係になく、独立した立場で顧客へ金融商品・サービスの提案を行う金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の登録外務員を指すと言われており、IFAの特徴として、以下が挙げられます。

- ・特定の金融機関（証券会社等）に所属せず、独立した立場
- ・自社運用商品販売のしがらみがなく、顧客との利益相反が生じない
- ・金融機関のようなノルマに基づく営業がない
- ・会社都合の転勤がなく、顧客と長期にわたる接点継続が可能
- ・「金融機関の代理人」ではなく、「顧客の代理人」

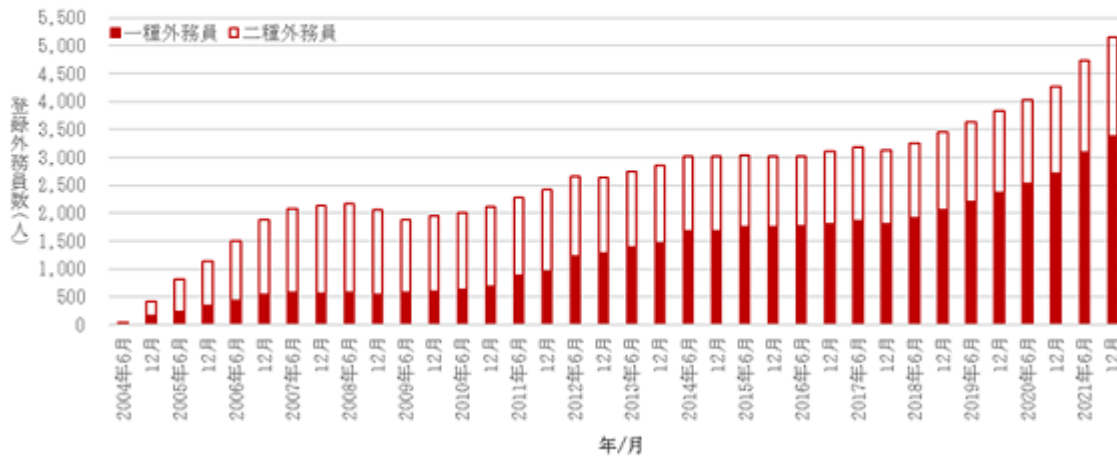
(出所) みずほ総合研究所株式会社 独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）に関する研究

IFAは、金融商品仲介業者の登録外務員として独立・中立の立場からお客様に寄り添った資産運用のアドバイスを行う金融サービスの担い手として、大きな期待が寄せられております。

日本証券業協会によりますと、2021年12月末現在、金融商品仲介業者（法人）の登録外務員数は5,141名、個人金融商品仲介業者数（個人金融商品仲介業者の代表者）は220名で、合計で5,361名と増加傾向にあります。

なお、登録外務員数にはIFA業務の担い手以外も含まれます。

金融商品仲介業者の登録外務員数の推移
(個人金融仲介業者を除く。登録外務員数にはIFA業務の担い手以外を含む)



(出所) 日本証券業協会資料より、当社作成

(3) 事業の特徴

当社の事業の特徴としては、対面型営業の金融機関において実在する「事業者とお客様の利益相反」や「事業者に所属する販売員の葛藤」等のお客様本位の業務運営を阻害する制度及び仕組みを反面教師としたビジネスモデル、具体的には、「IFAとの契約形態」と「プラットフォーム提供の対価(システム使用料)の徴収」の2点にあります。

当社が行うIFAビジネスでは、お客様に資産運用のアドバイスを行うIFAと当社は主として業務委任契約の関係にあり、IFAは委託金融商品取引業者及び当社の都合に縛られることなく、自分とお客様のためだけに自分の時間と能力のすべてを費やし、真のお客様重視を実現することができます。

また、業務委任契約であるが故、営業成績に基づく昇給や昇格・昇進という概念は存在せず、IFAは個人事業主としてお客様との長期的な信頼関係を構築することが不可欠となります。IFAは、お客様からの信頼がIFAの経営基盤のすべてであり、お客様からの信頼を失ったIFAはその事業を継続することはできません。

当社は、IFAが金融商品取引法等の法令や金融商品取引業者が定める諸規則を遵守しているかの管理・指導を行うとともに、当社が定める「IFAの誓い」に基づき、各IFAが真のお客様重視を実践できているかの啓発を日々行っております。

「IFAの誓い」は、当社が当社所属IFAに対し求めている行動規範であるとともに、IFAとして成功するために実践すべきと考えるバイブルでもあり、その内容は以下のとおりです。

1. 真の独立・中立の旗のもとアドバイスを行います。
2. 常にお客様の意向と実状の理解に努めます。
3. 不断の研鑽で能力向上に努め、環境変化に対応します。
4. 健全な倫理意識を保持し、お客様の信頼に応えます。
5. 公共心を持ち、法令はその背景の理解に努め遵守します。
6. 投資の価値を伝え、業務を通じて社会に貢献します。
7. お客様の成功を共に喜び、自身の豊かさを実現します。

当社は、「真のお客様重視を実現する金融サービス」を追求するためには、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境が不可欠であるとの考えのもと、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるプラットフォームを提供し、IFAからその対価としてシステム使用料を徴収しております。

IFAとして独立することは起業することであり、自身で起業した場合には金銭面だけでなく事務・管理面等の業務に忙殺され、お客様へのサービス提供に支障が生じるケースが少なくありません。ファイナンシャル・アドバイス業務を行う上での情報が不足することも考えられます。

当社は、個人事業主であるIFAが本業に特化できるビジネス環境提供の対価としてシステム使用料を徴収することで、IFA数の増加に伴い安定的かつ継続的な収入を獲得し続けることができるため、当社とIFAはWin-Winの関係にあると考えております。

このように当社は、お客様重視・お客様本位を志す者の自己実現を支援することを通じ、IFAビジネスに関わるすべての人々の幸せを目指し、社会に貢献したいと考えております。

(4) 具体的なサービスの内容

当社グループは、「金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業」の単一セグメントであり、但し、「金融商品仲介サービス」と「その他金融サービス」の2つのサービスを展開しております。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社(株式会社AIPコンサルティング)の2社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介サービス」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

当社グループの売上高構成比は、以下のとおりです。

サービスの内容	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
金融商品仲介サービス	3,851,054	95.5	3,685,742	96.8
その他金融サービス	183,383	4.5	121,225	3.2
計	4,034,438	100.0	3,806,967	100.0

当社グループが展開する具体的なサービスの内容は、以下のとおりです。

金融商品仲介サービス

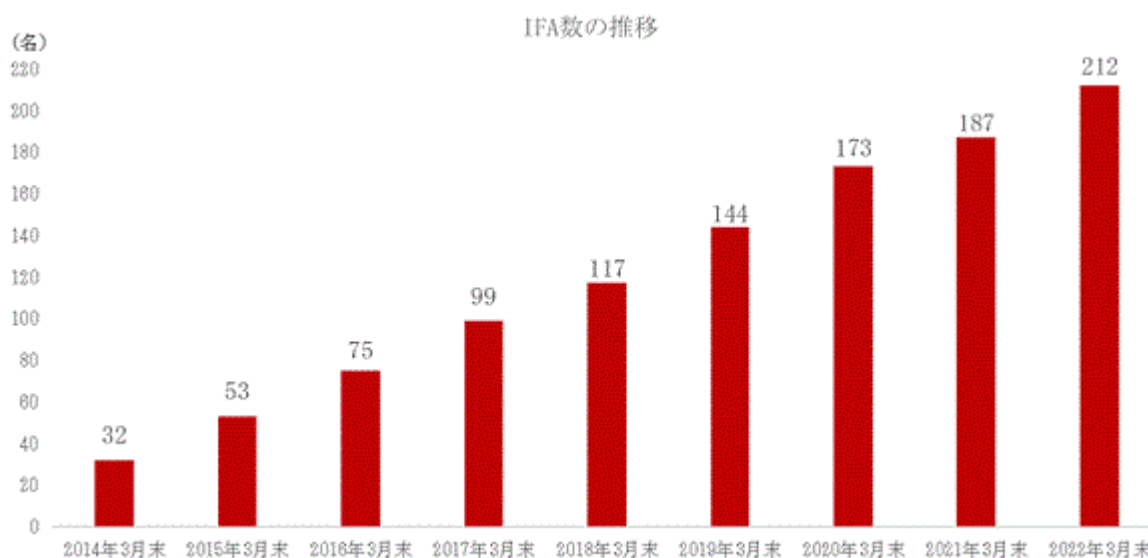
「平均的な高齢夫婦無職世帯の毎月の赤字額は約5万円となっており、この毎月の赤字額は自身が保有する金融資産より補填することとなる。」という内容が話題となった金融審議会の報告書には、「個人々人的確かなアドバイスができるアドバイザーの存在が重要であり、顧客の最善の利益を追求する立場に立って、顧客のライフステージに応じ、マネープランの策定等の総合的なアドバイスを提供できるアドバイザー」の必要性が記載されております。

また、個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、金融サービスの担い手の一つとしてIFAの存在感は急速に高まっており、その将来性が注目されております。

近年、金融庁は金融事業者のとるべき行動について、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、この方針に基づいて業務運営を行うことを求めてきております。その影響から、大手金融機関が金融商品の販売で営業社員に課す「ノルマ」を廃止するとの動きが報じられておりますが、従来のビジネスモデルを転換するのは容易ではないとも報じられております。このような背景などから高い志を持って金融機関を退職しIFAとして独立する人、あるいは独立を検討する人が増加しているものと考えております。

一方、海外に目を向けますと、IFAビジネスのモデルとなる米国の独立アドバイザーは、約12万人と大手証券会社の営業社員の数を上回り、対面チャネル営業員数の4割強を占める等、米国人の資産形成になくならない重要な役割を担っております。老後の資産を自助努力で形成することが求められる今後の日本において、米国のように独立アドバイザーのニーズが高まり、その数が増加する可能性は高いと考えられます。

これまで当社は金融商品仲介業者として、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境を提供してまいりました。当社に所属するIFAは下図のとおり増加の一途を辿っておりますが、お客様に必要とされる金融サービスはIFAが担うとの信念のもと、当社が提供するIFAビジネスプラットフォームの付加価値を高めることで、更なる事業規模の拡大を図ってまいります。

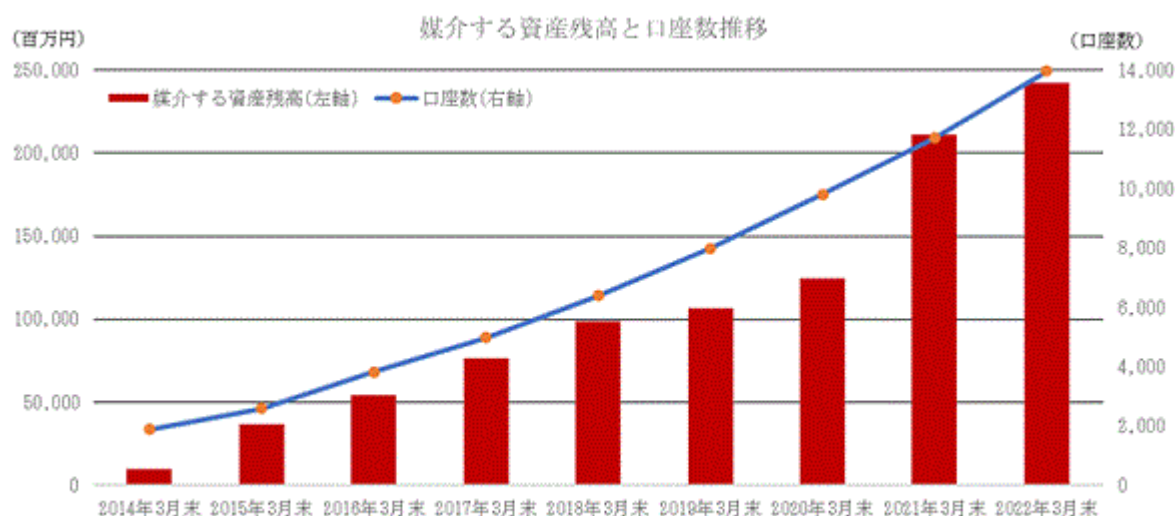


a 資産の運用・保全・形成のための金融商品仲介業務

2022年5月末現在、当社は楽天証券株式会社、株式会社SBI証券、あかつき証券株式会社、東海東京証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社と金融証券仲介業に係る業務委託契約を締結し、

当社が運営する全国21のIFAオフィスに所属するIFAがお客様に金融商品・サービスの提案を行いつつ、株式や債券、投資信託等の金融商品の売買注文を証券会社へ取次ぎます。当社は、お客様が金融商品の売買や預かり資産残高に応じ証券会社へ支払った手数料等のうち所定割合を証券会社等から報酬として受け取り、その報酬のうち所定割合をIFAへ報酬として支払います。

適正かつ安定的な報酬を得るためには、お客様から信頼され、お客様の金融資産をお預けいただくことが重要となりますが、当社が証券会社へ媒介する資産残高や口座数は、順調に増加しております。



b IFAビジネスプラットフォーム提供等のIFAサポートサービス

当社は、IFAビジネスの拡大にはIFAの知名度向上の他、IFAへのサポート力の向上が不可欠だと考えており、前記のとおり、IFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できる環境やIFAとしてのスキル向上を図る研鑽機会等のIFAビジネスプラットフォームを提供しております。更に、社内掲示版やSNSを用いた成功事例やビジネスの切り口の全体共有、IFAビジネスの進捗状況を踏まえた個別コンサルティングの実施等、国内有数のIFAを擁する金融商品仲介業者としてのアドバンテージと黎明期よりIFAビジネスに邁進した多数の役社員の知見を活かしたサポートを行っております。

一方、管理・指導の面においては、証券会社等からの指示・指導とは別に、当社の独自基準や観点から、当社内部管理責任者がIFAの提案する取引内容や提案時及び注文取次ぎ時の音声をモニタリングし、個々のIFAへフィードバックしております。個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行う上での生命線はコンプライアンスであり、また、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えためです。

このように当社は、米国における「スーパーOSJ(注1)」や「TAMP(注2)」の役割を担う金融商品仲介業者として、IFAに対し多岐にわたるサポートサービスを提供し、その対価として月額約10万円(本書作成時点での新規契約者の場合)を徴収しております。当社が提供するビジネスプラットフォーム及びサポートの概要は以下のとおりです。

(注) 1 . OSJは「Office of Supervisory Jurisdiction」の略で、証券外務員の監督者のいる支店を指す。監督業務からさらに踏み込み、マーケティング、経営・営業指南、研修、営業ツール等の支援を独自に開発・提供するOSJは「スーパーOSJ」と呼ばれている

2 . TAMPは「Turnkey Asset Management Platform」の略で、独立系RIA(登録投資アドバイザー)のバック・モデル業務のアウトソーシングを請け負うプロバイダー

(a) ファシリティ

オフィスの賃貸、事務机、コンピュータシステム一式、電話、通話録音装置、等

(b) 投資情報・啓発研修システム

投信運用会社や上場企業のIR等投資情報の提供、IFAのスキル向上のための研修プログラム・コンテンツ、等

(c) 人的サポート

不在時等の受電対応や注文の代理発注等を行う事務局業務、IFAビジネス遂行上のコンサルティング、等

(d) 内部管理（9名の専任内部管理責任者を配置）

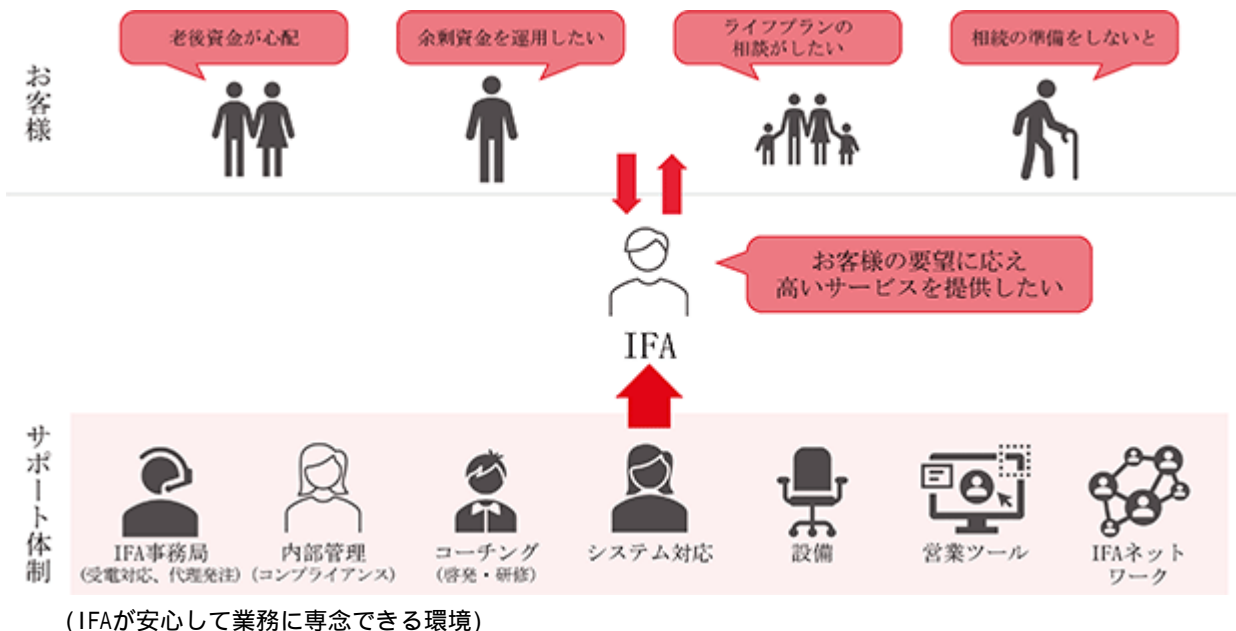
電話録音のモニタリングに基づくフィードバック、顧客対応上の懸念事項の相談対応、等



(IFAブース)



(セミナールーム)



その他金融サービス

資産運用以外にも、保険、不動産、相続・贈与、事業承継、等々、お客様にはライフステージに応じたニーズや悩みがあり、解決するためには個々の案件毎に専門家に相談しなければならず、その都度背景や経緯を説明する必要があります。

また、定期的・継続的なコンタクトを通じ、長年にわたり関係を構築してきたアドバイザーは、遠方に住むご家族よりも先にお客様の健康状態の異変を察知することがあるともいわれております。

このようにIFAはお客様のライフサイクルの伴走者として、そして、お客様のワンストップ・チャネルとして、一義的にはお客様のすべてのニーズや悩みに対処でき、「複数の専門家のハブ機能」と「お客様のライフ・パートナー」の観点からもその役割を期待される存在に成り得ると考えられるため、当社グループとしてはその他金融サービスの拡充に努めております。

a ライフサイクルへの総合コンサルティングとしての保険募集業務

昨今、保険・証券の総合コンサルティングに対する有用性の認識が高まり、保険代理店を母体とした金融商品仲介業者も増加しております。当社会社は以前より、保険の取扱いを希望するIFAと雇用契約を結び保険募集人とする形で保険代理店を営んでおりましたが、保険募集業務は金融商品仲介業との親

和性が高く、当社グループとしてのシナジーが発揮できることから、積極的に保険募集人の獲得に努め、お客様のライフイベントに沿った総合コンサルティングの実施に取り組んでおります。

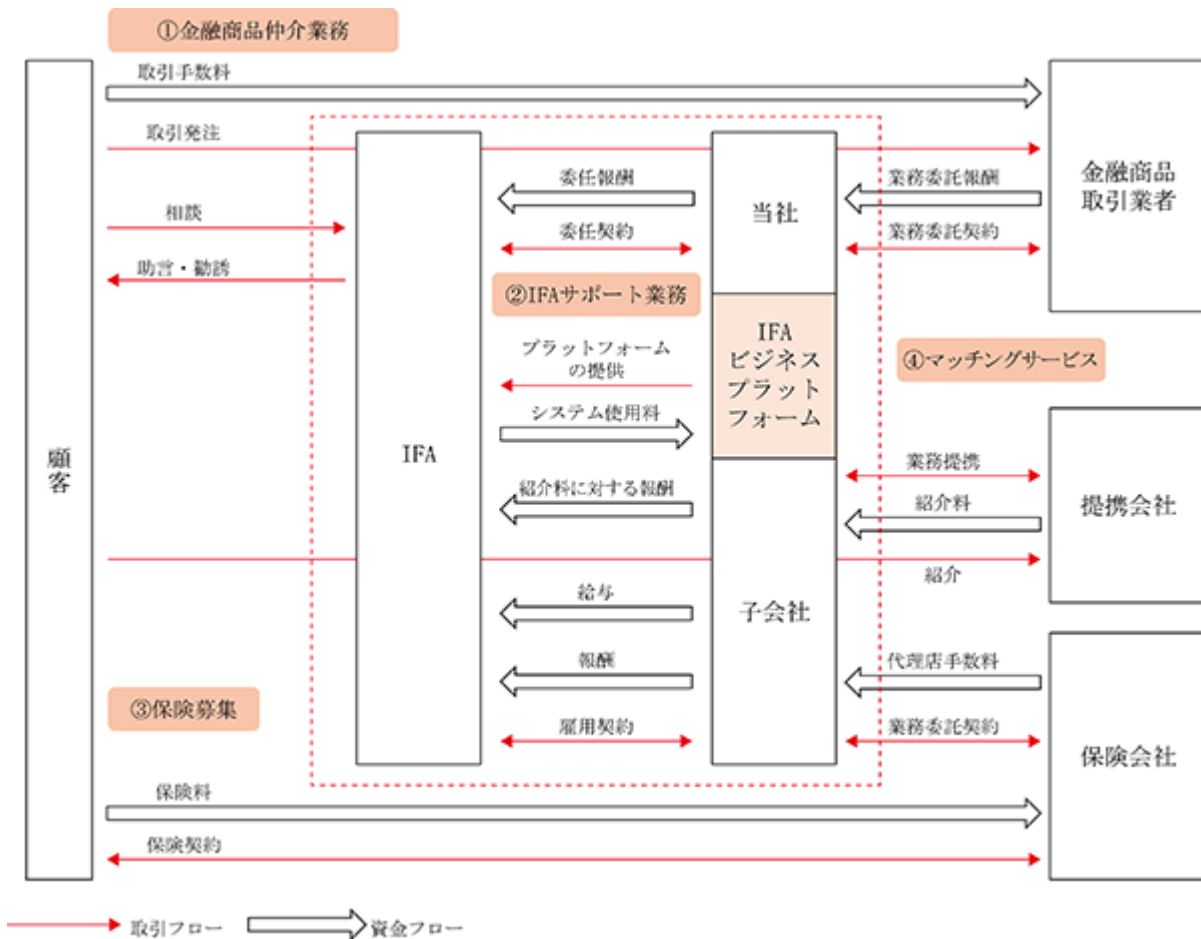
b 複数の専門家のハブ機能としてのマッチングサービス

現在提供しているマッチングサービスは、概ね以下のように分類されます。お客様の様々なニーズに対応するワンストップ・チャンネルとしての付加価値を向上させるため、今後もマッチングラインナップの拡充を続ける方針であります。

- (a) 不動産
- (b) M & A
- (c) オペレーティングリース
- (d) 企業向け（福利厚生、人事評価システム、確定拠出年金導入）
- (e) その他（上場企業IR、PEファンド、介護施設、コインランドリー事業他）

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社AIPコンサルタンツ	神奈川県横浜市西区	20,000	保険代理店業	100.0	役員の兼任3名 インフラ整備、 保守等

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
金融商品仲介業	19(5)
保険代理店業	2(65)
その他	17(2)
合計	38(72)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(業務委託社員、パートタイマー、派遣社員)は、()内に外数で記載しております。

記載方法につきまして、従来は臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、今回より、有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。

2. 当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33(7)	46.8	3.5	6,310

事業部門の名称	従業員数(名)
金融商品仲介業	19(5)
その他	14(2)
合計	33(7)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(業務委託社員、パートタイマー、派遣社員)は、()内に外数で記載しております。

記載方法につきまして、従来は臨時雇用者を正規従業員以外の有期雇用従業員と派遣社員としておりましたが、今回より、有期雇用従業員のうち契約及び嘱託従業員を臨時雇用者から除外し、業務委託社員を臨時雇用者に追加することといたしました。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3. 当社は、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

4. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、経営理念である「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」のもと、所属するIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念でき、IFAとして向上できる環境を提供することで、IFAと共に真のお客様重視を実現し、IFAビジネスに関わるすべての人々が幸せになることを目指しております。

また、金融商品仲介業における媒介する資産残高の増大により、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図っていくことを経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、IFAビジネスこそが「真のお客様重視」を実現するものと確信し、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行い、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供を全国で展開しております。

また、当社は、お客様本位の業務運営の徹底を図るため、以下の方針を宣言し、お客様、IFA、そして当社がWin-Winの関係性を築くことに邁進してまいります。

お客様本位の業務運営に関する方針（フィデューシャリー宣言）

お客様の利益を最優先に考え行動します

お客様との長期の信頼関係を構築することが最も重要だと考えます。真にお客様の立場に立って資産運用のアドバイスが行えるよう当社はIFAに対し営業ノルマは課しません。IFAの評価はお客様の支持だけです。お客様の信頼の証として、金融商品仲介業者として媒介する資産残高、口座増加数を重視してまいります。

IFAの独立性・中立性を堅持します

お客様の信頼を獲得できなければIFAビジネスは成り立ちません。販売手数料や信託報酬の大小で商品を選定するのではなく、お客様の「最善の利益」のためだけにIFAは自らの専門能力を発揮すべきだと考えます。当社はお客様との「利益相反」を防ぐため、真の意味でIFAの独立性・中立性を堅持します。

投資・運用の専門家として技能向上に努めます

IFAの不断の研鑽の機会となる複数の運用会社等による勉強会や企業のIRを当社では継続的に開催しています。また、IFAとしての技能向上につながる研修機会等を提供し、会社として、顧客の最善の利益を追求するIFAの業務支援・成功支援を積極的に実施いたします。

お客様がご自身にあった金融商品・サービスの選択ができるように努めます

口座開設時に、ご資産の状況、お取引の経験、目的などをお伺いし、お取引開始後も継続的かつ積極的に情報の把握に努めます。

お客様のご意向に基づき、ライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、具体的な金融商品・サービスの提案を行います。また、長期的な視点に配慮した適切なフォローアップを行います。

また、信用取引など、リスクの高い取引に際しては、お客様の申し込み時点において、各商品の取引経験、商品ルールの理解、リスクに対する理解、資力の確認などをさせていただいたうえで、所属金融商品取引業者に取引の可否を申請いたします。さらに取引期間中も継続的に状況を確認させていただきます。

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しては、お客様ごとの投資方針決定のため、事前の問診を行い、サービス提供の同意を含む投資一任契約を締結したうえで、サービスを提供いたします。

お客様にご負担いただく費用については、公明正大に情報提供をします

所属証券会社の説明資料やホームページ等を使用して、お客様が負担する手数料その他の費用を、積極的にかつ分かりやすく情報提供いたします。

金融商品・サービスに係る重要な情報について、お客様が理解できるよう分かりやすい説明を実施します

所属証券会社の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供いたします。

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しても、所属証券会社の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供いたします。

IFAの満足なくしてお客様重視の実現はできないと考えます

お客様本位の業務運営には、IFAの精神的・経済的充足感が不可欠だと考えます。

当社は「真のお客様重視を実現する金融サービス」を追求するため、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境を提供します。

当社では定期的に実施するIFAアンケート調査における総合満足度TOP2Box（大いに満足+満足）の割合を重視してまいります。

日本のリテール金融を大きく変えるためにお客様本位を貫き通します

「お客様本位の業務運営」を実現するため、IFA向け研修その他の適切な動機づけの枠組みを整備し、各原則に関する当社取り組みについて周知・徹底を図ってまいります。

わが国に「真のお客様重視」を根付かせるためにはリテール金融の変革が必要だと考えます。

IFAの認知を高め、お客様に支持される専門性の高いIFAを増やすことこそが我々の使命です。

当社では行動規範として「IFAの誓い」を制定しています。IFAが「IFAの誓い」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考えます。

当社では今後も「IFA数」を公開してまいります。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの事業の成長には、IFAが顧客満足度を維持・向上させ、長年にわたって顧客と信頼関係を構築すること及び当社に所属するIFAが増加することが必要であると考えております。当社に所属するIFAが個人事業主として事業を継続するためには、媒介する資産残高を増加させ、投資信託の信託報酬の一部や預かり資産残高に対する手数料等の安定的な収益の確保が望まれます。また、資産残高は顧客の信頼の証であると考えられます。以上のことから、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、当社に所属するIFA数及び媒介する資産残高であると考えております。

(4) 経営環境

個人のライフスタイルの多様化や人生100年時代の到来を背景に各人が金融面での対応や備えを行っていく必要性が増し、幅広い世代における金融リテラシーの向上が不可欠となっているなかで、「顧客に最善の利益を追求する立場に立ってマネープランの策定等を提供できるアドバイザー」が求められております。また、金融庁が求める顧客本位の業務運営の金融サービスの担い手の一つとしてIFAの存在感は急速に高まっており、その将来性が注目されております。

現状、銀行・証券・保険の各業態における仲介業はそれぞれの業法で縦割りに規制されており、各業態のサービスを取り扱うためには複数の業登録を行う必要がありますが、金融サービス仲介業の創設により、金融商品仲介業への参入障壁は低くなることが見込まれます。

しかしながら、金融サービス仲介業は法により高度な説明を要するサービス（仕組預金や外貨預金、信用取引、デリバティブ取引、変額保険・年金、外貨建て保険・年金、等）の提供が制限され、投資初心者及び資産形成層に対しオンラインのサービスプラットフォームを通じたものが主に想定されており、富裕層をメインターゲットに証券や保険商品のプロダクトをフルに活用したサービス提案を行う当社グループのビジネスとは棲み分けされるため、当社グループの業績に与える直接的な影響はないものと考えております。また、現段階において、当社は金融サービス仲介業の登録を行う予定はありません。

その一方で、競合企業の参入や増加は金融商品仲介業及びIFAの認知度向上に伴う市場規模の拡大に通じるものであり、将来的には投資初心者や資産形成層が高額な資産を相続する等によりアドバイザーに相談したいニーズが生じることも想定されるため、長期的には当社グループの事業にとって一定のメリットがあるものと捉えております。

金融商品仲介業者による保険代理店業の兼営、保険代理店業を出自とした金融商品仲介業者数の増加など、特に証券と保険の領域においては、顧客に対するワンストップサービスの提供が急速に進んでおりますが、このような環境において、当社グループでは、お客様重視・お客様本位を志す者の自己実現を支援し、IFAの業務遂行を様々な側面から支援することを通じ、IFAビジネスに関わるすべての人々の幸せを目指し、社会に貢献したいと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

IFAの満足度向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に満たされていないとお客様重視を実現できないと考えており、当社に所属するIFAの満足度を高めることにより、顧客満足度の維持・向上が図られ媒介する資産残高の増加が見込まれ

ること、既契約IFAからのIFA候補者紹介によりIFA数の増加が見込まれることで、当社グループの収益向上に寄与すると理解しております。そのため、IFAに対して営業ノルマは課さず、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境、IFAが安心して業務に専念できる環境の提供に努めております。

金融サービスのクオリティ向上

当社グループは、IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって成立するものであると考えており、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行うことにより、媒介する資産残高が増大し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図られると理解しております。そのため、これまで努めてきたIFAに対する研鑽機会の提供、お客様本位の啓発、ビジネスコンサルティング等に加え、IFA業務支援システムへの投資や商品・サービスの拡充を行っていく予定です。

内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。事業拡大による内部管理体制の課題としては、IFA数及び顧客数、取引件数等の増加によって目が行き届きにくくなる恐れがあることだと考えております。また、個人事業主であるIFAが一生涯このビジネスを行う上での生命線がコンプライアンスであり、当社のコンプライアンス体制及びIFA管理体制が強固であればこそ、高い志とスキルを有した良質なIFAとの契約が増えると考えております。そのため、人員及びインフラの両面において、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

事業拡大を支える財務基盤の構築

当社グループはこれまで金融機関からの借入を行ったことがなく、資金需要は自己資金により賄い、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に手元流動性を確保してまいりましたが、今後の事業拡大及び上記事業上の課題に対する対処により、更なる資金需要が生じると考えております。そのため、資金調達方法の多様化と柔軟な流動性確保を図るため、金融機関との良好な関係を構築し借入による資金調達を検討いたします。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場及び事業環境に関するリスクについて

景気変動及び金融市場の動向について

当社グループの主力事業である金融商品仲介業や保険募集業務は、景気動向や株式相場、金利水準、為替相場等の金融市場の影響を受けやすく、景気の減速や市場環境が悪化した場合、投資意欲の減退や取引の縮小により、当社グループの収益が減少し、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、所属するIFAに対して、顧客の資産形成のゴールを意識したゴールベースアプローチといった長期分散投資を推奨し、生涯にわたり顧客に寄り添う姿勢でアドバイスを続けるよう指導することで、顧客資産に関する短期的な景気変動や金融市場の影響を軽減するよう努めており、それにより市場環境の悪化が顧客満足度の低下に繋がらないよう取り組んでおります。

しかし、このような対策が十分機能しない場合には、証券仲介売上高が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

税制改正及び政策変更について

政府は新型コロナウイルスの感染拡大による危機から脱し、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとしております。ポストコロナ時代を見据え、規制改革や税制改革等を含めた未来を先取りする様々な社会変革への取り組みが進められようとしております。

IFAによる金融サービス提供事業を行う当社グループは、税制改正による金融商品への課税強化や金融政策の大きな変更が生じた場合、既存顧客の投資意向の変化、新規資金導入への影響、IFAの活動意欲等に影響を与えることが考えられ、証券仲介売上高の減少により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

金融商品の売買手数料の無料化について

情報通信技術の発達や個人投資家のリテラシーの向上により、証券業界の提供する売買仲介や資産運用など旧来のサービス価値のコモディティー化が進み、大手オンライン証券会社を筆頭に手数料の多様化・無料化が進む傾向にあります。その中であって、注目されているのは、顧客の人生設計や目標を理解し、その実現に向け資産運用計画の進捗状況をサポートする生涯にわたる継続的な資産運用アドバイス、投資を顧客ゴールの中長期達成のための手段と位置づける「ゴールベース」のアプローチです。

転職がなく顧客と一生涯付き合うことができるIFAは、こうした資産運用アドバイスの担い手となることができ、その手数料はIFAの提供するサービス価値が反映されたものであると当社は考えています。今後、手数料の多様化・無料化が進展した場合でも、IFAが顧客に提供する資産運用アドバイスの価値を高めていくことが当社の競争力強化に繋がります。そのため、当社ではIFAに対してゴールベースアプローチの手法を始めとして、IFA活動の質的な向上を図ることを重要な成功要因としてとらえ、そのための取り組みを進めています。

しかし、金融商品取引業者において株式売買手数料及び投資信託販売手数料の多様化・無料化の流れが急激に進み、所属IFAが顧客満足を得られない場合は、当該IFAの減収や廃業の可能性が高まり、証券仲介売上高やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社グループのサービスに関するリスクについて

特定事業への依存について

当社グループはIFAにビジネスプラットフォームを提供することで金融商品仲介業を遂行しており、今後も当該事業を主軸とした事業展開に注力していく方針であることから、当社グループの事業成長は当該事業に依存しているものと認識しております。当社グループは、昨今の大手金融商品取引業者動向及び金融庁の方針より、今後も継続した市場拡大を想定しておりますが、当該事業環境の変化やサービスの競争力低下が生じた場合、証券仲介売上高やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応するため、IFA向けプラットフォームの付加価値向上を図るのもちろんのこと、金融商品仲介業と関連のあるサービス提供者や専門家との協力や業務提携を拡充して参ります。

IFA数について

当社は「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念に掲げております。この理念実現のためには、IFAという存在やその働き方への認知度を高め、IFAに相応しい人材を数多く輩出し、存分に活躍できる環境を作ることが必要と考えております。IFA認知度向上のために、当社は業界団体活動や当社の広報宣伝活動を進めております。また、IFAの新規契約においては、すでに所属しているIFAの紹介に依るものが数多くあるため、IFAに提供するプラットフォームの改善を通じてIFAの満足度を高めてきております。

こうした取り組みの成果である、所属IFA数の増加は、連結売上高の増加につながるものであり、最も重要な経営指標の一つです。

しかし、IFAに対する認知度向上が進まず、またIFAのミスマッチによる解約の発生、競合他社とのIFA争奪が過熱する事態の発生、又は、当社グループに対する批判的な風評の発生等によりIFA数が伸び悩む可能性も否定できません。その場合には、証券仲介売上高やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定取引先への依存について

当社は、金融商品取引業者のうち、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券、あかつき証券株式会社、東海東京証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社を所属金融商品取引業者として金融商品仲介業務を行っております。2022年3月期の連結売上高に占める比率は楽天証券株式会社が全体の50.5%、株式会社SBI証券が同25.3%と、2社の比率が高くなっております。どの証券会社に口座を開設し取引を行うかの金融商品取引業者の選択は顧客に委ねられており、特定の取引先の比率が高まった場合、取引先の経営環境、取引方針及び契約内容の変更によっては、証券仲介売上高が変動し、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループではこれらのリスクに対応するため、所属金融商品取引業者等取引先を増加する等の対応を進めております。

競合について

現状、銀行・証券・保険の各業態における仲介業はそれぞれの業法で縦割りに規制されており、各業態のサービスを取り扱うためには複数の業登録を行う必要がありますが、金融サービス仲介業の創設により、金融商品仲介業への参入障壁は低くなることを見込まれます。

競合企業の参入や拡大は金融商品仲介業並びにIFAの認知度向上に伴う市場規模の拡大であり、当社事業にとっても一定のメリットがあるものと考えております。当社グループは、IFAが顧客の「最善の利益」のためだけに自らの専門性を発揮できるよう、独立性の担保はもちろんのこと、顧客へのアドバイス業務に専念でき、また、IFAとして向上できる環境を提供するプラットフォームとして、当社プラットフォームに対するIFAの高い満足度の維持・向上に努めており、競合他社との更なる差別化を図っていく方針であります。

しかし、当社グループにおいてIFA満足度の維持向上及び競合他社との差別化が困難となり競争力が低下した場合には、IFA数が計画どおりに増加せず、証券仲介売上高やシステム使用料売上が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関するリスクについて

特定人物への依存について

当社グループは、事業運営を当社代表取締役社長である田中譲治あるいは少人数の経営陣に依存する度合いが

高くなっております。したがって、これら経営陣が経営者としての任務を継続的に遂行することが、当社グループの発展を支える重要な要因でもあります。特に代表取締役社長である田中譲治は、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。

また、自身のIFA経験を通して事業に関する豊富な知識と経験と人脈を有しており、特にIFA候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。

当社グループは特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、田中譲治及び特定かつ少数の経営陣に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、現段階において何らかの理由により田中譲治あるいは経営陣の一部において当社グループにおける業務遂行が困難になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

組織が少人数編成であることについて

当社グループの継続的な成長には、当社グループの理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を雇用し、育成し続けることが重要であると考えております。また、当社グループは業務遂行上、必要最低限の人数での組織編成となっております。今後は事業の拡大に応じて経験豊かな人材の確保及び当社グループ内での育成を行うとともに業務遂行体制の充実を図っていく方針であります。

しかし、当社グループの求める人材の確保に支障が生じた場合、従業員の予期せぬ退職等があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報システム・通信手段のリスクについて

IFA及び役員は業務を遂行するにあたり、当社グループの提供するコンピュータシステム及び電話等の通信手段を使用しております。当社グループでは、情報システム利用環境についての監視を行うとともに、サーバーデータの定期的バックアップや稼働状況の監視、バックアップサーバーの遠隔地設置、システムのクラウド化等によりトラブルの事前防止、トラブル発生時の次善策対応を進めております。

しかし、停電等社会的インフラの障害、通信・放送の障害、サイバーテロ等により事業継続に支障をきたす事象が発生し、情報システム・通信手段に重大な被害又は長時間のシステム停止等の影響が生じる場合には、業務を適切に遂行できなくなる可能性があります。その場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及びコンプライアンスに関するリスクについて

法的規制等について

当社グループは、金融商品取引法及び関連法令等の規制を受けるとともに、主要な事業活動の前提となる金融商品仲介業の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは登録の取消となることがあると金融商品取引法により定められております。

金融商品仲介業の登録の取消等の要件は以下のとおりです。

- ・ 他に行っている事業が公益に反すると認められるとき
- ・ 金融商品仲介業を適格に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められるとき
- ・ 不正の手段により金融商品仲介業の登録を受けたとき
- ・ 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいて行われる行政官庁の処分に違反したとき
- ・ 役員了解要件
 - a 心身故障のため適正な業務を行うことができないとき
 - b 破産手続き開始の決定を受けて復権できないとき
 - c 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいて行われる行政官庁の処分に違反したとき

金融商品仲介業の登録の失効要件は以下のとおりです。

- ・ 金融商品仲介業を廃止したとき
- ・ 金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき
- ・ 金融商品仲介業者である法人について破産手続開始の決定があったとき
- ・ 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
- ・ 所属金融商品取引業者等がなくなったとき
- ・ 第一種金融商品取引業者の登録を受けたとき

また、当社グループは、保険業法及び関連法令等の規制を受け、損害保険代理店の登録並びに生命保険募集人

の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは免許の取消となることがあると保険業法により定められております。

当社グループでは、内部管理体制の強化とコンプライアンス体制の整備に努めており、現在を含め過去においても、登録の取消や更新拒否の事由となる事実は発生しておりません。しかしながら、将来においてこれら法令に違反する事実が発生し、登録の取消や行政処分が発せられた場合には、当社グループの事業活動や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、関連法令の改正や制定に伴い当社グループの事業活動が制約を受ける場合や当社グループが十分に対応できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

金融商品仲介業に係る新たな法的規制・行政指導について

金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他の法令・規則等の改定等により、当社グループが行っている業務に対し、新たな法的規制や行政指導が導入された場合には、当社ビジネスモデル、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在、当社とIFAは業務委任契約の関係（一部IFAとは雇用契約の関係）にあり、IFAは個人事業主として活動しております。しかし、法令の改定等により登録外務員の雇用義務化が定められた場合やIFAが独立した個人事業主ではなく「労働者」と認定された場合は、現在の契約形態でのビジネスの継続が困難となる可能性があり、IFAとの契約形態の変更は当社ビジネスモデルの根幹に関わる変更となるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス違反について

当社は金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律、その他の法令規則等に服しており、内部管理責任者の増強や内部管理体制の拡充に努めております。IFAとの業務委任契約締結にあたっては、IFAの行動規範である「IFAの誓い」への同意を前提としており、契約後のIFAは所属金融商品取引業者や当社独自のコンプライアンス研修や確認テストの定期的受講が必須となっております。

当社は常時IFAの活動についてのモニタリングを実施し、コンプライアンス違反防止に取り組んでおります。当社とIFAの業務委任契約は1年間の有期契約であり、契約更新に際してはコンプライアンス意識、法令・諸規則の遵守状況等を勘案し、更新の是非を判断しております。

また、当社グループは法令・規則等を遵守するよう役員に対して、定期的な社員研修等により、コンプライアンスや社内外のルール順守の徹底を図っております。

しかし、IFAや役員に対するこれらの教育・指導やモニタリング等が十分に機能せず、あるいはこうした教育・指導を無視したことによりコンプライアンス違反事例が発生した場合には、当社の信用の低下につながる可能性や当社が損害賠償責任を負う可能性があることから、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報を扱う機会があります。当社グループではこれらの個人情報を取り扱う際の個人情報管理基本規程を制定するとともに、手続きや管理方法についてのルールを定めIFAに対する指導や社内教育を徹底する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかし、外部からの不正アクセスによるものや社内ルールの不徹底など人為的ミス等によりこれらの個人情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当連結会計年度末において、重要な訴訟等は発生しておりません。

しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や損害賠償の金額によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

新型コロナウイルス感染症拡大について

当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んで参りました。また、全国のオフィスビルに同居する他テナントで感染者が発生した場合の連絡体制を確立してきました。

しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

災害・事故等に関わるリスク

当社グループでは、自然災害、火災、感染症の流行等によって通常の業務運営が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定し、関連マニュアルの整備、役員の安否確認連絡体制を構築し定期的な訓練等を実施しております。

しかし、自然災害、火災、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、感染症流行、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、前五事業年度にわたり、配当を実施しております。しかしながら、当社グループは、いまだ成長過程にあると考えており、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保も重要な課題の一つであります。

当社は、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としておりますが、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績によっては、配当を実施できない可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員に対して、インセンティブを目的として新株予約権を付与しております。今後におきましても、当社グループの役員に対するインセンティブとして、新株予約権を付与する可能性があります。これら新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存株主が有する株式の価値及び議決権が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在におけるストック・オプションによる潜在株式数は39,400株であり、発行済株式総数853,200株の4.6%に相当しております。

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の数値を記載しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

a 資産

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ76,034千円増加し、1,032,882千円となりました。これは公募増資及び第三者割当増資等により現金及び預金138,346千円及び自己株式の取得資金の預け金60,369千円が増加し、売掛金が132,703千円減少したこと等によるものです。固定資産は、前連結会計年度末に比べ11,830千円増加し、172,595千円となりました。これはオフィスの新設等により差入保証金15,628千円が増加したこと、繰延税金資産が3,147千円減少したこと等によるものです。

この結果、総資産は1,205,478千円となり、前連結会計年度末に比べ87,865千円増加いたしました。

b 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ288,372千円減少し、334,804千円となりました。主な減少は、買掛金120,640千円、未払費用31,111千円、未払法人税等77,680千円、未払消費税等37,916千円等によるものです。

c 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ376,237千円増加し、870,673千円となりました。これは主に公募増資及び第三者割当増資の実施等により資本金及び資本準備金がそれぞれ179,357千円増加、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金57,956千円が増加したものの、自己株式の取得40,432千円を実施したこと等によるものです。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の進展に伴う経済活動の再開により企業の業況判断や収益状況に改善が見られたものの、新たな変異株の感染拡大、ロシア軍のウクライナ侵攻による地政学リスクの高まりや資源・エネルギー価格の高騰等から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、不安定な値動きながらも年末にかけて米株価指数が上昇、国内株式市場も政策期待等による持ち直しが見られる局面がありましたが、1月以降は米国のインフレ加速や金利上昇、ウクライナ情勢を巡る先行き不透明感を背景に株価は下落する展開となりました。

このような環境下、当社グループは、IFAに提供するプラットフォームの付加価値を高め、所属IFAの満足度向上を図ることで、所属IFA数及び媒介する資産残高の増加など事業規模・事業基盤の拡大に取り組むとともに、業務管理体制の更なる強化により顧客本位の業務運営の進展に努めてまいりました。

その結果、経営成績につきましては金融市場の影響を受け取引手数料が減少したことにより前年度実績を下回る結果となりましたが、当連結会計年度末の所属IFA数は212名(前年度末比13.4%増、25名増)、媒介する資産残高は242,146百万円(前年度末比14.9%増、31,333百万円増)、金融商品仲介業に係る口座総数は13,969口座(前年度末比19.3%増、2,258口座増)となり、当社事業基盤の拡大は継続しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高が3,806,967千円(前連結会計年度比5.6%減、227,470千円減)、営業利益が116,867千円(前連結会計年度比52.4%減、128,629千円減)、経常利益が110,042千円(前連結会計年度比54.1%減、129,783千円減)親会社株主に帰属する当期純利益が64,866千円(前連結会計年度比57.6%減、88,118千円減)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は724,909千円となり、前連結会計年度末に比べ198,691千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は60,059千円(前連結会計年度は311,955千円の獲得)となりました。

主な増加要因は、税金等調整前当期純利益108,504千円、証券仲介売上等に係る売上債権の減少額132,703千円などによるものです。主な減少要因は、委託契約IFA報酬等に係る仕入債務の減少額120,640千円、未払費用の

減少額31,111千円、未払消費税等の減少額37,916千円、法人税等の支払額121,500千円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は35,651千円(前連結会計年度は19,469千円の使用)となりました。

これはIFA向けのPCなどの設備機器購入に加えて、IFAオフィスの新規開設や既存オフィスの増床により有形固定資産の取得による支出20,023千円及び差入保証金の差入による支出15,628千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は294,402千円(前連結会計年度は4,321千円の使用)となりました。

これは自己株式の取得による支出40,634千円などの支出があった一方で、新規上場及び新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入351,463千円があったことにより増加となりました。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

b 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

c 販売実績

最近2期連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、サービス別に記載をしております。

サービスの名称	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	前年同期比 (%)
金融商品仲介サービス	3,851,054	165.8	3,685,742	95.7
その他金融サービス	183,383	126.8	121,225	66.1
合計	4,034,438	163.5	3,806,967	94.4

(注) 最近2期連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
楽天証券株式会社	1,967,250	48.8	1,920,774	50.5
株式会社SBI証券	1,169,980	29.0	964,160	25.3
あかつき証券株式会社	461,275	11.4	523,550	13.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があることと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

(資産除去債務の計上)

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご参照ください。

b 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

c 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、当社グループの金融商品仲介業に係る人件費、販売促進費等の販管費及び一般管理費に加え、拠点開発に係る有形固定資産への投資があります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、必要に応じて最適な方法による資金調達にて対応する方針であります。

資金の流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に流動性の確保を図っておりますが、より柔軟かつ安定的な流動性の確保を目的として、2021年6月23日付の東京証券取引所マザーズ市場への上場により、公募増資にて330,096千円の資金調達を行いました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることと認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制の強化、優秀な人材の確保と育成、市場ニーズにあったサービスの展開等により、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスクに対し、適切に対応を行ってまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループは経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、所属IFA数及び媒介する資産残高を重要な経営指標として位置付けております。

当該指標については、次表のとおり継続的に増加しており、当連結会計年度末の所属IFA数は、前連結会計年度末と比べ113.4%、媒介する資産残高は同114.9%となっており、順調に推移しているものと認識しております。

<重要指標推移表>

	2018年3月期末		2019年3月期末		2020年3月期末		2021年3月期末		2022年3月期末	
	実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比	実績	前期比
所属IFA数(名)	117	118.2%	144	123.1%	173	120.1%	187	108.1%	212	113.4%
媒介する資産残高 (百万円)	98,422	129.1%	106,278	108.0%	124,337	117.0%	210,812	169.5%	242,146	114.9%

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	楽天証券株式会社	2009年4月10日	金融商品仲介業に係る業務等委託基本契約(注1)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	株式会社SBI証券	2011年3月28日	金融商品仲介業に関する業務委託契約(注1)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	あかつき証券株式会社	2020年2月1日	金融商品仲介業務に関する業務委託基本契約書(注1)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	東海東京証券株式会社(注2)	2021年8月10日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約書(注1)
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル	野村アセットマネジメント株式会社	2022年4月27日	投資一任契約の媒介に係る業務委託契約書(注1)

(注)1. 金融商品仲介業及び投資一任契約の媒介に係る業務委託契約の概要は、当社が証券会社等へ金融商品の売買等の媒介を行い、成約した取引手数料等について業務委託報酬を受け取るというものです。

2. 東海東京証券株式会社とエース証券株式会社は2022年5月1日付で東海東京証券株式会社を存続会社として合併いたしました。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額22,235千円であり、主にIFAオフィスの新規開設及び既存オフィスの増床による工事8,843千円、役社員及びIFAが使用するPCの購入7,897千円、本店及びIFAオフィスの電話設備工事4,344千円となっております。当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属 設備	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
本社 (神奈川県横浜市西区)	事業所設備等	5,559	4,540	10,428	1,567	22,094	31 (6)
新宿オフィス (東京都新宿区) 他20オフィス	事業所設備等	27,142	16,275	-	-	43,418	2 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は「建設仮勘定」及び「ソフトウェア」であります。

3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(業務委託社員、パートタイマー、派遣社員)は、()内に外数で記載しております。

4. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は150,194千円であります。

(2) 国内子会社

重要な設備がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (横浜市西区)	通話録音装置	17,628	990	自己資金	2021年 9月	2022年 9月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握は困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,764,000
計	2,764,000

(注) 2022年2月10日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は8,292,000株増加し、11,056,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	853,200	3,412,800	東京証券取引所 マザーズ市場(事業年度末現在) グロース市場(提出日現在)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	853,200	3,412,800		

- (注) 1. 2021年6月23日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。
 2. 2022年2月10日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で1株を4株に株式分割いたしました。これにより株式数は2,559,600株増加し、発行済株式総数は3,412,800株となっております。
 3. 提出日現在の発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社監査役 1 子会社取締役 3 当社従業員 13
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 [4,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450 [113] (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年3月31日 至 2028年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 [113] 資本組入額 225 [57] (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は200株、当報告書提出日の前月末現在は800株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければ

ばならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - e 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - f 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - g 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - h 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - i 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4 当社監査等委員である取締役 1 子会社取締役 3 子会社監査役 1 当社従業員 19 子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	192(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,400 [153,600](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	620 [155](注)2
新株予約権の行使期間	自2021年3月26日 至 2029年3月25日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 620 [155] 資本組入額 310 [78](注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、当事業年度末現在は200株、当報告書提出日の前月末現在は800株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - b 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - e 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - f 新株予約権の行使の条件
（注）5に準じて決定する。
 - g 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）4に準じて決定する。
 - h 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - i 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年3月30日 (注)1	333	2,655	14,985	94,985	14,985	14,985
2019年4月22日 (注)2	800	3,455	49,600	144,585	49,600	64,585
2020年12月22日 (注)3	687,545	691,000		144,585		64,585
2021年6月22日 (注)4	100,000	791,000	143,520	288,105	143,520	208,105
2021年6月23日～ 2021年6月30日 (注)6	6,200	797,200	1,905	290,010	1,905	210,010
2021年7月16日 (注)5	15,000	812,200	21,528	311,538	21,528	231,538
2021年7月1日～ 2022年3月31日 (注)6	41,000	853,200	12,404	323,942	12,404	243,942

- (注) 1. 普通株式の有償第三者割当によるものです。
発行価格 90,000円 資本組入額 45,000円
主な割当先 株式会社博真舎、島田和紀、松波精二、中川洋、諸富滋、金子昌資、清水祐司、大木百合子、佐藤泰幸、小林恭子、他62名
2. 普通株式の有償第三者割当によるものです。
発行価格 124,000円 資本組入額 62,000円
主な割当先 株式会社博真舎、濱崎洋、諸富滋、松波精二、中川洋、塩本かおり、守屋顕一、島田和紀、吉川昌利、田中譲治、他59名
3. 2020年11月13日開催の取締役会決議により、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は687,545株増加し、691,000株になっております。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格: 1株につき 3,120円
引受価格: 1株につき 2,870.40円
資本組入額: 1株につき 1,435.20円
5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格: 1株につき 2,870.40円
資本組入額: 1株につき 1,435.20円
割当先: 株式会社SBI証券
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 2022年4月1日付をもって1株を4株に株式分割し、発行済株式総数が2,559,600株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	1	16	18	8	0	717	760	
所有株式数 (単元)	0	6,700	23,300	42,300	4,400	0	776,100	852,800	400
所有株式数 の割合(%)	0	0.79	2.73	4.96	0.52	0	91.00	100.00	

(注) 自己株式16,300株は、「個人その他」に163単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
石原 章太郎	神奈川県鎌倉市	89,200	10.66
中道 謙	東京都中央区	80,000	9.56
田中 譲治	東京都世田谷区	37,000	4.42
梶 弘幸	東京都中央区	35,000	4.18
齋藤 広一郎	東京都世田谷区	30,500	3.64
諸富 滋	神奈川県川崎市麻生区	22,200	2.65
松波 精二	千葉県船橋市	22,000	2.63
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	21,200	2.53
島田 和紀	東京都武蔵野市	20,200	2.41
塩本 かおり	東京都世田谷区	20,000	2.39
守屋 顕一	神奈川県横浜市戸塚区	20,000	2.39
計	-	397,300	47.47

(注) 前事業年度末において主要株主であった中道謙氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 836,500	8,365	
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	853,200		
総株主の議決権		8,365	

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイ・パートナ ーズフィナンシャル	横浜市西区南幸二丁目20番 5号	16,300		16,300	1.91
計		16,300		16,300	1.91

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2022年3月14日)での決議状況 (取得期間 2022年3月15日~2022年8月31日)	50,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	16,300	40,432
残存決議株式の総数及び価額の総額	33,700	59,567
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	67.4	59.57
当期間における取得自己株式	46,600	27,406
提出日現在の未行使割合(%)	44.10	32.16

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

2. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、当事業年度における取得自己株式は株式分割前の数値で、当期間における取得自己株式は株式分割後の数値で記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	16,300		111,800	

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

2. 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、当事業年度の保有自己株式数は株式分割前の数値で、当期間における保有自己株式数は株式分割後の数値を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株あたり20円の配当を実施することを2022年5月12日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、当社は、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、IFAオフィスの出店や今後の成長に資する人員の採用、システムへの投資やIFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

基準日が第17期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年5月12日 取締役会	16,738	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

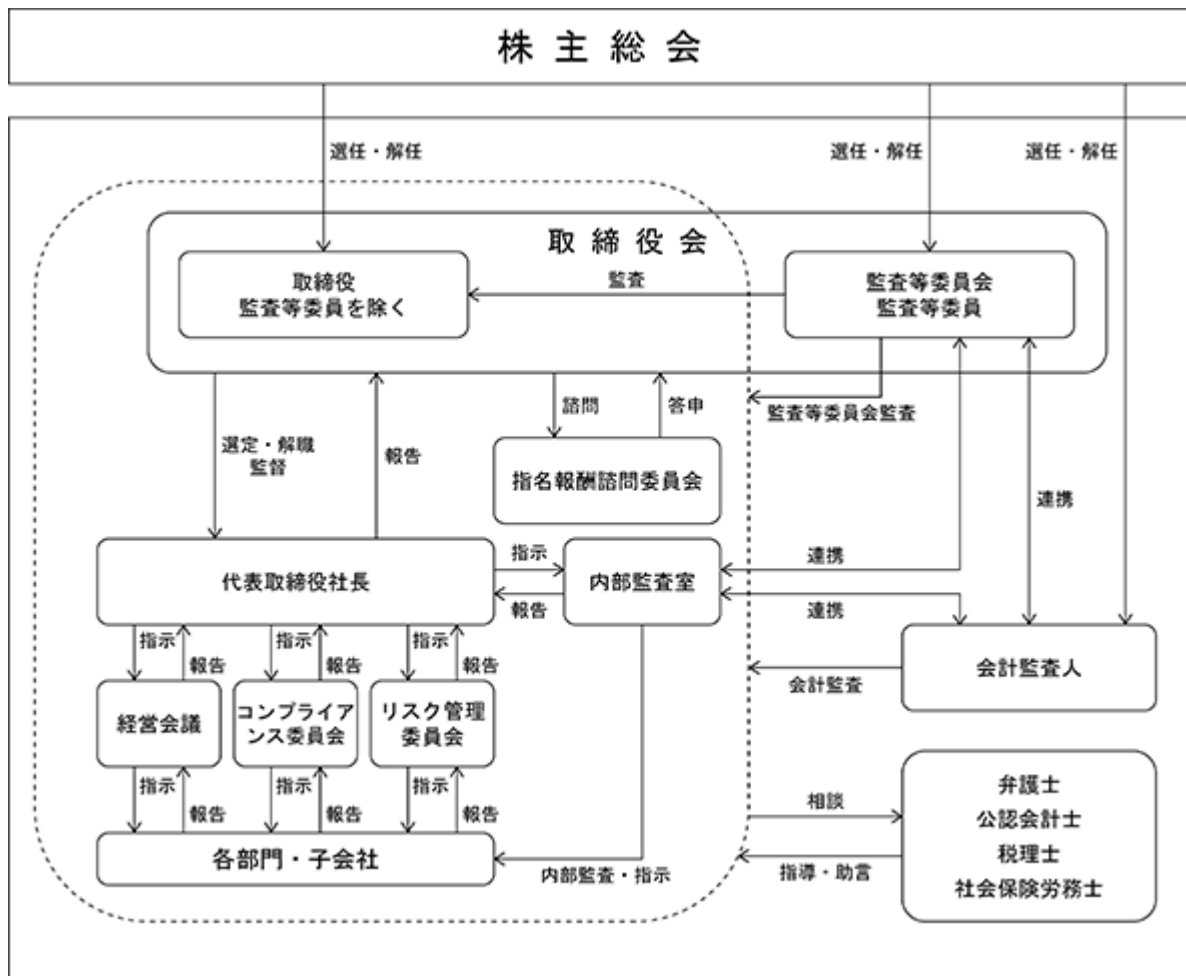
当社は、「日本のリテール金融改革を通じて社会に貢献します。」を経営理念としております。

この理念のもと、当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めていく所存でおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社グループの企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

構成員は次のとおりであります。

代表取締役社長	田中 譲治（議長）
取締役	島田 和紀
取締役監査等委員	吉川 昌利
取締役監査等委員（社外）	上野 博史、中川 洋

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成されており、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員は監査等委員会で定めた監査等委員会規程及び監査計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役社長・監査等委員でない取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務の執行状況について厳格な監査を実施しております。

また、監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者と定期的な情報交換を行い、会計監査人の監査計画の把握や、内部監査の状況を把握することで、監査の実効性確保に努めております。

構成員は次のとおりであります

取締役監査等委員 吉川 昌利(委員長)

取締役監査等委員(社外) 上野 博史、中川 洋

(c) 指名報酬諮問委員会

当社は、取締役及び執行役員等の指名や報酬に関する事項の決定について、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

指名報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じ、取締役及び執行役員等の選任・解任及び報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申を行います。

指名報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役をもって構成し、その員数は代表取締役を含め3名以上とします。その過半数は社外取締役とし、委員長は指名報酬諮問委員会の決議により、社外取締役の中から選任します。

構成員は次のとおりであります。

取締役監査等委員(社外) 上野 博史(委員長)

代表取締役社長 田中 譲治

取締役監査等委員(社外) 中川 洋

(d) 執行役員体制

当社は、経営の効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。執行役員体制により、取締役の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、取締役会が重要な経営課題に集中できる体制を整える一方で、執行役員による迅速な会社運営の実現を図ります。

(e) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長田中譲治が議長を務め、社外取締役を除く取締役、執行役員、部長以上の役職者、内部監査室長で構成されております。毎月2回定期的に開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務に関する重要事項の協議、報告を行っております。

(f) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長田中譲治が委員長を務め、取締役、内部監査室長、子会社取締役、子会社監査役で構成されております。原則四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速な対応を行える体制としております。

(g) リスク管理委員会

当社は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長田中譲治が委員長を務め、取締役、内部監査室長、子会社取締役、子会社監査役で構成されております。原則四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速な対応を行える体制としております。

(h) 内部監査室

当社の内部監査室は、内部監査室長以下3名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の

遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。

(i) 会計監査人

当社は会計監査人として東陽監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

b 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営会議を設置することにより、取締役会の業務執行に関する監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行上の意思決定の迅速化を確保しております。

また、当社は、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことで監査・監督の実効性を向上させるとともに、内部監査室及び会計監査人との情報連携を活かすことによって、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

これにより、効果的かつ適正に経営監視・監督機能を果たすことができるため、現状の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。

ロ 当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ハ 当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

ニ 当社は、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、取締役会の下に任意の指名報酬諮問委員会を置き、取締役の選任・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する。

ホ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。

ヘ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

ト 当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(b) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。

ロ 当社グループは、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

- 当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- (d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
- 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。
- ハ 当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
- ニ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。
- (e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
- 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
- ハ 当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- イ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。
- 任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下において、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- (g) 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告をするものとする。
- 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。
- ハ 監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求められることができる。
- ニ 当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- (h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- 当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携などにより、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
- ハ 監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ニ 監査等委員である取締役は、管理本部管掌取締役から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

(i) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

イ 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

(j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

イ 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。

ロ 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

ハ 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

b リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループでは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、「経営理念」及び「当社グループ行動規範」に従い、全役社員が法令等を遵守した行動をとることを周知徹底するとともに、「リスク管理規程」を制定し、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。

また、当社グループでは、様々な事業運営上のリスク管理を適正に行うことを目的としてリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、原則四半期に1回開催する他、必要に応じて臨時で開催し、迅速なリスク管理・コンプライアンス対応を行える体制としております。

なお、外部専門家の助言を受けるため、不定期ではありますが顧問弁護士に出席を依頼し、体制の強化を図っております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款にて定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

b 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

c 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）上野博史氏及び中川洋氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役及び監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	田中 譲治	1957年2月21日	1979年4月 大和証券株式会社入社 1987年1月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 1992年10月 UBS証券会社東京支店入社 1998年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2002年8月 IFAとして独立 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)とのIFA委任契約締結 2005年2月 有限会社インテグリティ取締役就任 2009年2月 株式会社アイ・ブレン(現当社)入社 2009年3月 当社取締役就任 2012年5月 当社専務取締役就任 2014年5月 当社代表取締役就任(現任) 2015年1月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任 2015年9月 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立取締役就任 2016年1月 同社代表取締役就任 2016年1月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役就任 2018年3月 株式会社AIPコンサルタンツ代表取締役辞任・同社取締役就任(現任) 2022年4月 当社取締役IFA業務支援本部長就任(現任)	(注) 2	37,000
取締役管理本部長	島田 和紀	1970年12月14日	1993年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 2017年4月 当社入社 2017年4月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任(現任) 2017年6月 当社取締役就任(現任) 2018年4月 当社管理本部長就任(現任)	(注) 2	20,200
取締役(常勤監査等委員)	吉川 昌利	1979年1月14日	2003年1月 税理士法人山田&パートナーズ入所 2004年4月 石渡会計事務所(現税理士法人アイ・パートナーズ)入所 2006年2月 株式会社アイ・ブレン(現当社)設立 取締役就任 2007年6月 当社取締役辞任 2007年9月 税理士登録 2016年6月 吉川昌利税理士事務所開設 所長就任(現任) 2016年6月 当社取締役就任 2016年6月 株式会社AIPコンサルタンツ取締役就任 2018年3月 同社取締役辞任 2018年6月 当社取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	(注) 3	16,200
取締役(監査等委員)	上野 博史	1938年5月15日	1962年4月 農林省(現農林水産省)入省 1992年7月 同省農林水産大臣官房長就任 1994年2月 同省食糧庁長官就任 1995年7月 農林水産事務次官就任 1998年1月 独立行政法人農林漁業信用基金理事長就任 2000年6月 農林中央金庫代表理事理事長就任 2009年3月 同金庫顧問就任 2013年1月 株式会社博真舎設立 代表取締役就任(現任) 2015年5月 株式会社日本精米顧問就任(現任) 2016年6月 欣交会会長就任(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	14,000 (注) 4
取締役(監査等委員)	中川 洋	1951年2月12日	1974年4月 株式会社野村総合研究所入社 1987年8月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 1995年4月 メリルリンチ証券会社東京支店入社 1999年1月 同社副会長就任 1999年11月 株式会社日本ワークス監査役就任(現任) 2000年11月 株式会社マナオクリエーション設立 取締役就任 2001年1月 同社代表取締役就任(現任) 2003年6月 有限会社二宮漁場設立 取締役就任 2005年6月 同社代表取締役就任(現任) 2007年3月 株式会社メディエイド社外取締役就任(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	14,000
計					101,400

(注) 1. 上野博史及び中川洋は、社外取締役であります。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査等委員である取締役の任期は、2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 上野博史の所有株式数は、同氏が代表取締役を務める法人が所有する株式数であります。

5. 監査等委員会の体制は、以下のとおりであります。

委員長 吉川昌利、委員 上野博史、委員 中川洋

社外役員の状況

現在、当社は社外取締役2名を選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの確立を目的として、社外取締役については、豊富な経験・見識等に基づき、経営に対する客観的かつ的確な助言を求めるとともに、取締役の職務執行の監督を期待しております。

監査等委員である社外取締役の上野博史は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は代表取締役を務める法人を通じた当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の中川洋は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。同氏は当社株式の保有以外に、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役と内部監査担当者及び会計監査人との相互連携につきましては、下記「(3) 監査の状況 監査等委員会監査の状況 及び 内部監査の状況」に記載のとおり、情報を共有し、連携体制をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、常勤監査等委員（委員長）1名及び2名が独立性の高い社外取締役である監査等委員であります。原則として毎月1回監査等委員会の開催に加え、必要に応じて監査等委員会を開催しており、会計監査人、内部監査を統括する内部監査室と連携を図り、会社の内部統制システムを通じて、経営の適法性及び妥当性の監査を行っております。

監査等委員である社外取締役上野博史は、農林水産事務次官や国内有数の金融機関の代表理事理事長等を務めた経験と組織の統制や企業経営についての高い見識を有しており、それらを取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

監査等委員である社外取締役中川洋は、証券アナリストとして企業分析に携わった専門的知見と外資系証券会社における役員等の経験を有しており、それらを取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会、監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

常勤監査等委員である取締役吉川昌利は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、経営会議を始め重要な会議への出席や全国各地のオフィスを年に10か所程度巡回しIFAからのヒアリングを行う等情報収集に積極的に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や関係部署からの報告、代表取締役社長・取締役・使用人との面談を通じて内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。

また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人、内部監査責任者、子会社監査役との情報交換を積極的に行っております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）における活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	
取締役 （常勤監査等委員）	吉川昌利	取締役会18回中18回	監査等委員会14回中14回
社外取締役 （監査等委員）	上野博史	取締役会18回中18回	監査等委員会14回中14回
社外取締役 （監査等委員）	中川洋	取締役会18回中18回	監査等委員会14回中14回

事業年度に開催された監査等委員会においては、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、監査等委員でない取締役の選任・報酬についての意見陳述、内部通報制度運用状況、内部統制運用評価、内部監査室による業務監査、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、会計監査人からの報告と意見交換（監査上の主要な検討事項を含む）等の内容等を主に審議、検討いたしました。

内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、内部監査室を設置し、内部監査担当者3名により、全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査担当者は、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査担当者が監査することで、監査の独立性を確保しております。

内部監査責任者は、監査計画（監査方針、被監査部署の名称、監査実施時期・日程、監査人氏名、監査の範囲、方法、その他必要事項）を立案し、代表取締役社長の承認を受けております。この監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知のうえ監査を実施しております。監査の結果は、代表取締役社長に報告され、改善すべき事項が発見された場合には、被監査部門に対して改善指示を傳達し、改善案報告書を監査責任者へ提出させることとしております。改善すべき事項は年度内にフォローアップ監査を行い、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携

内部監査責任者は、三様監査の実効性を高めることを目的として、監査法人と監査等委員の3者で四半期に一度ミーティングを行い、会計監査の状況、内部監査の状況等を共有し、相互連携を図っております。

また、内部監査責任者は、必要に応じて毎月開催される監査等委員会に出席し、内部監査の状況を報告しております。内部監査責任者と会計監査人は、往査時等に適時情報共有を行い、連携を図っております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

東陽監査法人

b 継続監査期間

5年間

c 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 猿渡 裕子

指定社員 業務執行社員 田部 秀穂

d 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他3名

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制、監査実績及び事業分野への理解度を総合的に勘案し、選定することとしております。

東陽監査法人が当社の選定方針に適合していること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査等委員会は同監査法人を選定いたしました。

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、東陽監査法人と期中においても適宜会計処理等について意見を交換しており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	1,700	20,000	
連結子会社				
計	18,000	1,700	20,000	

前連結会計年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模・業務の特性等に照らして監査計画、監査内容、監査業務に係る日数及び人員等を勘案した上で、有用性・効率性の観点から双方協議し、監査等委員会の同意を得て決定する方針としております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人の監査計画、監査内容、監査業務に係る日数及び人員等の見積り等の算出根拠などを確認し、過年度の会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等から必要な検証・検討を行った結果、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月12日開催の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成する。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。

(b) 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

(c) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、各事業年度終了後の決算において、売上高の計画達成率が110%以上かつ税引前当期純利益の計画達成率が130%以上となった場合に支給する。

b 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額150万円以内と決議しております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

c 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	58,164	58,164		4
監査等委員 (社外監査等委員を除く)	9,126	9,126		1
社外役員	9,300	9,300		2

(注) 1. 上記は2022年3月期の実績であります。

2. 上記の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の支給人数には、当事業年度中に就任した取締役1名及び2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的の株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更に的確に対応できる体制を準備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構等の外部機関の主催の各種セミナーへの参加を行う他、各種専門家のコンサルティングを受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	526,217	664,564
売掛金	409,751	277,047
商品	448	1,083
前払費用	20,121	24,501
預け金	75	60,445
その他	233	5,239
流動資産合計	956,848	1,032,882
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	57,472	64,978
工具、器具及び備品	40,836	47,859
リース資産	14,220	14,220
建設仮勘定	-	990
減価償却累計額	50,815	65,817
有形固定資産合計	61,713	62,232
無形固定資産		
ソフトウェア	902	576
無形固定資産合計	902	576
投資その他の資産		
差入保証金	91,114	106,743
繰延税金資産	6,066	2,918
その他	967	124
投資その他の資産合計	98,148	109,786
固定資産合計	160,764	172,595
資産合計	1,117,613	1,205,478

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	357,697	237,057
リース債務	2,667	2,769
未払金	38,904	20,105
未払費用	39,899	8,787
未払法人税等	85,738	8,058
未払消費税等	43,758	5,842
賞与引当金	8,354	8,353
役員賞与引当金	3,190	-
資産除去債務	-	355
その他	1,891	1,596
流動負債合計	582,103	292,925
固定負債		
リース債務	10,686	7,916
資産除去債務	30,387	33,962
固定負債合計	41,074	41,879
負債合計	623,177	334,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,585	323,942
資本剰余金	73,521	252,878
利益剰余金	276,328	334,284
自己株式	-	40,432
株主資本合計	494,435	870,673
純資産合計	494,435	870,673
負債純資産合計	1,117,613	1,205,478

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
売上高	4,034,438		1 3,806,967	
売上原価	2,989,433		2,896,094	
売上総利益	1,045,004		910,873	
販売費及び一般管理費	2 799,507		2 794,006	
営業利益	245,496		116,867	
営業外収益				
受取利息	0		0	
受取家賃	250		258	
助成金収入	285		-	
補助金収入	-		2,993	
雑収入	76		779	
営業外収益合計	613		4,031	
営業外費用				
支払利息	175		463	
株式交付費	3,197		4,053	
上場関連費用	2,911		6,137	
その他	-		202	
営業外費用合計	6,284		10,856	
経常利益	239,825		110,042	
特別損失				
固定資産除却損	3 77		3 1,538	
特別損失合計	77		1,538	
税金等調整前当期純利益	239,748		108,504	
法人税、住民税及び事業税	85,313		40,490	
法人税等調整額	1,449		3,147	
法人税等合計	86,763		43,638	
当期純利益	152,984		64,866	
非支配株主に帰属する当期純利益	-		-	
親会社株主に帰属する当期純利益	152,984		64,866	

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	152,984	64,866
包括利益	152,984	64,866
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	152,984	64,866
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	144,585	73,521	126,798	-	344,905	344,905
当期変動額						
新株の発行					-	-
剰余金の配当			3,455		3,455	3,455
自己株式の取得					-	-
親会社株主に帰属する当期純利益			152,984		152,984	152,984
当期変動額合計	-	-	149,529	-	149,529	149,529
当期末残高	144,585	73,521	276,328	-	494,435	494,435

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	144,585	73,521	276,328	-	494,435	494,435
当期変動額						
新株の発行	179,357	179,357			358,714	358,714
剰余金の配当			6,910		6,910	6,910
自己株式の取得				40,432	40,432	40,432
親会社株主に帰属する当期純利益			64,866		64,866	64,866
当期変動額合計	179,357	179,357	57,956	40,432	376,237	376,237
当期末残高	323,942	252,878	334,284	40,432	870,673	870,673

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	239,748	108,504
減価償却費	19,970	23,006
長期前払費用償却額	839	842
賞与引当金の増減額(は減少)	4,323	1
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1,274	3,190
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	175	463
補助金収入	-	2,993
有形固定資産除却損	77	1,538
売上債権の増減額(は増加)	164,411	132,703
株式交付費	-	4,053
棚卸資産の増減額(は増加)	692	635
前払費用の増減額(は増加)	141	4,380
仕入債務の増減額(は減少)	145,566	120,640
未払金の増減額(は減少)	15,454	15,678
未払費用の増減額(は減少)	29,323	31,111
未払消費税等の増減額(は減少)	31,638	37,916
その他	804	4,342
小計	323,725	58,904
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	175	457
補助金の受取額	-	2,993
法人税等の支払額	11,595	121,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	311,955	60,059
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	20,773	20,023
無形固定資産の取得による支出	189	-
資産除去債務の履行による支出	1,300	-
差入保証金の差入による支出	-	15,628
差入保証金の回収による収入	2,792	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,469	35,651
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	866	2,667
株式の発行による収入	-	351,463
自己株式の取得による支出	-	40,634
配当金の支払額	3,455	6,910
その他	-	6,848
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,321	294,402
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	288,164	198,691
現金及び現金同等物の期首残高	238,053	526,217
現金及び現金同等物の期末残高	1 526,217	1 724,909

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A I P コンサルタンツ

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

a 商品

主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3~15年

工具、器具及び備品 4~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識し

ております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

保険代理店業

保険代理店業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

ただし、預け金のうち自己株式を取得するための資金につきましては、現金同等物に含めております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	6,066 千円	2,918 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるとして判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と総合的に修正し見積っております。

当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

2 資産除去債務

(1) 連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度	当連結会計年度
資産除去債務	30,387 千円	34,317 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた309千円は、「預け金」75千円、「その他」233千円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期前払費用」967千円は、「その他」967千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社グループ(当社及び連結子会社)におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役員員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでおります。そのため、現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役員員やIFAIに感染者が多数発生した場合は、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	78,429 千円	84,890 千円
給料及び手当	218,094	227,281
営業報酬	82,661	48,120
退職給付費用	13,521	14,280
賞与引当金繰入額	24,045	23,590
役員賞与引当金繰入額	7,088	3,190
地代家賃	137,354	150,194
減価償却費	19,970	23,006

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	77 千円	27 千円
建設仮勘定	-	1,510
計	77 千円	1,538 千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,455	687,545	-	691,000

(注) 発行済株式の増加687,545株は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割によるものです。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	
提出会社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	3,455	1,000	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,910	10	2021年3月31日	2021年6月14日

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	691,000	162,200	-	853,200

(注) 当社は、2022年4月1日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(変動事由の概要)

有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加 100,000株

有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増加 15,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 47,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	-	16,300	-	16,300

(注) 当社は、2022年4月1日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(変動事由の概要)

2022年3月14日の取締役会決議による自己株式の取得 16,300株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
提出会社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	6,910	10	2021年3月31日	2021年6月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	16,738	20	2022年3月31日	2022年6月14日

(注) 当社は、2022年4月1日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	526,217千円	664,564千円
預け金	-	60,345
現金及び現金同等物	526,217千円	724,909千円

2 重要な非資金取引の内容

- (1)ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	14,220千円	- 千円

- (2)重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	- 千円	3,876千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

電話交換設備及びサーバー(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年8ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち91.3%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務(2)	13,353	11,769	1,584
負債計	13,353	11,769	1,584

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(2) 1年以内に返済予定のリース債務が含まれています。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債務(2)	10,686	9,798	887
負債計	10,686	9,798	887

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(2) 1年以内に返済予定のリース債務が含まれています。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	526,217	-	-	-
売掛金	409,751	-	-	-
合計	935,969	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	664,564	-	-	-
売掛金	277,047	-	-	-
預け金	60,445	-	-	-
合計	1,002,057	-	-	-

(注2)リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	2,667	2,769	2,876	2,986	2,054	-
合計	2,667	2,769	2,876	2,986	2,054	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	2,769	2,876	2,986	2,054	-	-
合計	2,769	2,876	2,986	2,054	-	-

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	9,798	-	-
合計	-	9,798	-	-

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

また、連結子会社については退職金制度はありません。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)13,521千円、当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 14,280千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 8名 当社監査役 1名 子会社取締役 3名 当社従業員 13名	当社取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名 当社監査等委員である取締役 1名 子会社取締役 3名 子会社監査役 1名 当社従業員 19名 子会社従業員 2名
株式の種類及び付与数(注)2	普通株式 20,000株	普通株式 327,200株
付与日	2018年3月30日	2019年4月22日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年3月31日～2028年2月28日	2021年3月26日～2029年3月25日 (注)3

(注)1. 付与対象者の区分及び人数は当時のものであります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 割当契約上の制限により、付与対象者が権利行使可能となる期間の始期は2021年4月2日となります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	19,200	327,200
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	19,200	327,200
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	19,200	327,200
権利行使	15,200	173,600
失効	-	-
未行使残	4,000	153,600

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	113	155
行使時平均株価(円)	977	1,110
付与日における公正な評価単価(円)		

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未上場企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、時価純資産法及び類似業種比準価額法の折衷法により算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値の見積りにしております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	83,380千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	178,920千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,554 千円	2,554 千円
役員賞与引当金	958	-
資産除去債務	9,128	10,309
未払事業税	4,592	1,371
未払事業所税	-	215
固定資産の未実現利益	788	317
繰越欠損金	-	3,346
その他	74	111
繰延税金資産小計	18,096 千円	18,226 千円
評価性引当額(注)	7,616 千円	11,576 千円
繰延税金資産合計	10,480 千円	6,650 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,413 千円	3,697 千円
その他	-	34
繰延税金負債合計	4,413 千円	3,731 千円
繰延税金資産純額	6,066 千円	2,918 千円

(注) 評価性引当額が3,960千円増加しております。この増加の主な内容は、新規オフィス等の新たな賃貸借契約に基づき資産除去債務を計上したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.04%	30.04%
(調整)		
住民税均等割等	2.86%	6.56%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%	0.10%
連結子会社の適用税率差異	0.10%	0.03%
評価性引当額の増減額	3.18%	3.65%
その他	0.12%	0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.19%	40.22%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として5～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	31,687千円	30,387千円
賃貸借契約の開始に伴う増加額	- 千円	3,876千円
時の経過による調整額	- 千円	5千円
見積りの変更による増減額（注）	- 千円	48千円
資産除去債務の履行による減少額	1,300千円	- 千円
期末残高	30,387千円	34,317千円

（注）不動産賃貸契約に伴う原状回復義務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当連結会計年度
金融商品仲介業	3,434,495
システム使用料	244,836
保険代理店その他	127,635
顧客との契約から生じる収益	3,806,967
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,806,967

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業区分は「IFAによる金融サービス提供事業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度より、従来「金融商品仲介業」としていたサービス名称を「金融商品仲介サービス」に変更しております。当該サービスの名称変更による製品及びサービスごとの情報に与える影響はありません。

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	金融商品仲介サービス	その他金融サービス	合計
外部顧客への売上高	3,851,054	183,383	4,034,438

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	1,967,250	単一セグメントのため省略
株式会社SBI証券	1,169,980	単一セグメントのため省略
あかつき証券株式会社	461,275	単一セグメントのため省略

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	金融商品仲介サービス	その他金融サービス	合計
外部顧客への売上高	3,685,742	121,225	3,806,967

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	1,920,774	単一セグメントのため省略
株式会社SBI証券	964,160	単一セグメントのため省略
あかつき証券株式会社	523,550	単一セグメントのため省略

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	178円88銭	260円09銭
1株当たり当期純利益	55円35銭	20円31銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	18円96銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は2021年6月23日に東京証券取引所マザーズに上場したため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	152,984	64,866
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	152,984	64,866
普通株式の期中平均株式数(株)	2,764,000	3,193,180
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	228,223
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数433個(普通株式346,400株))。 新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	494,435	870,673
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	494,435	870,673
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,764,000	3,347,600

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2022年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	853,200株
今回の分割により増加する株式数	2,559,600株
株式分割後の発行済株式総数	3,412,800株
株式分割後の発行可能株式総数	11,056,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2022年3月16日
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(6) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2022年4月1日以降、以下のとおり調整しております。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	450円	113円
第2回新株予約権	620円	155円

(7) 配当金について

今回の株式分割は、2022年4月1日を効力発生日としておりますので、基準日を2022年3月31日とする2022年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2022年4月1日をもって、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

変更前	変更後

<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 2,764,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 11,056,000株とする。</p>
---	--

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2022年4月1日

(自己株式の取得)

当社は、2022年3月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、資本効率の向上及び株主還元を図るため、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|------------------|---|
| (1) 取得する対象の株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 200,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合5.94%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000千円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2022年3月15日～2022年8月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
- 2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数で記載しております。

3. 自己株式の取得の状況

上記市場買付けによる取得の結果、2022年4月1日から2022年5月31日までに当社普通株式46,600株(取得価額27,406千円)を取得しました。なお、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得自己株式数は含まれておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	2,667	2,769	3.8	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,686	7,916	3.8	2023年4月～ 2025年11月
合計	13,353	10,686	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,876	2,986	2,054	-

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	975,099	2,055,512	3,046,738	3,806,967
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	36,081	88,069	120,242	108,504
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	22,839	52,877	73,208	64,866
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	8.14	17.44	23.33	20.31

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失 (円)	8.14	9.23	6.07	2.48

(注) 当社は、2022年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	458,918	632,121
売掛金	1 407,385	1 272,982
前払費用	18,574	23,254
預け金	75	60,445
その他	1 831	1 5,317
流動資産合計	885,786	994,122
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	56,707	64,214
工具、器具及び備品	48,719	56,023
リース資産	14,220	14,220
建設仮勘定	-	990
減価償却累計額	54,903	70,511
有形固定資産合計	64,744	64,936
無形固定資産		
ソフトウェア	921	576
無形固定資産合計	921	576
投資その他の資産		
関係会社株式	17,324	17,324
差入保証金	91,114	106,743
繰延税金資産	5,278	274
その他	967	124
投資その他の資産合計	114,684	124,466
固定資産合計	180,350	189,979
資産合計	1,066,137	1,184,102

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	324,606	229,757
リース債務	2,667	2,769
未払金	1 46,242	1 24,967
未払費用	39,899	5,100
未払法人税等	84,427	7,311
未払消費税等	41,134	4,086
賞与引当金	7,224	7,213
役員賞与引当金	3,190	-
資産除去債務	-	355
その他	1 1,526	1 1,543
流動負債合計	550,918	283,104
固定負債		
リース債務	10,686	7,916
資産除去債務	30,387	33,962
固定負債合計	41,074	41,879
負債合計	591,992	324,983
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,585	323,942
資本剰余金		
資本準備金	64,585	243,942
その他資本剰余金	8,936	8,936
資本剰余金合計	73,521	252,878
利益剰余金		
利益準備金	1,526	1,526
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	254,511	321,203
利益剰余金合計	256,037	322,730
自己株式	-	40,432
株主資本合計	474,144	859,118
純資産合計	474,144	859,118
負債純資産合計	1,066,137	1,184,102

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
売上高	1	3,852,944	1	3,687,737
売上原価		2,848,475		2,815,339
売上総利益		1,004,468		872,397
販売費及び一般管理費	1、2	762,870	1、2	749,408
営業利益		241,598		122,989
営業外収益				
受取配当金		764		-
受取家賃	1	3,179	1	3,308
補助金収入		-		2,993
雑収入		342		779
営業外収益合計		4,286		7,081
営業外費用				
支払利息		175		463
株式交付費		3,197		4,053
上場関連費用		2,911		6,137
その他		-		202
営業外費用合計		6,284		10,856
経常利益		239,600		119,214
特別損失				
固定資産除却損	3	77	3	1,606
特別損失合計		77		1,606
税引前当期純利益		239,522		117,608
法人税、住民税及び事業税		83,362		39,001
法人税等調整額		1,028		5,003
法人税等合計		84,391		44,005
当期純利益		155,131		73,602

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
支払成果報酬	1	2,833,778	99.5	2,792,891	99.2
その他	2	14,696	0.5	22,448	0.8
売上原価		2,848,475	100.0	2,815,339	100.0

(注) 1 委任契約のIFAに係る支払成果報酬です。

2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
Quick利用料	10,090	17,147
ライター利用料	3,090	3,056

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	144,585	64,585	8,936	73,521
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				-
自己株式の取得				
当期純利益				-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	144,585	64,585	8,936	73,521

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,526	102,834	104,361	-	322,468	322,468
当期変動額						
新株の発行			-		-	-
剰余金の配当		3,455	3,455		3,455	3,455
自己株式の取得					-	-
当期純利益		155,131	155,131		155,131	155,131
当期変動額合計	-	151,676	151,676	-	151,676	151,676
当期末残高	1,526	254,511	256,037	-	474,144	474,144

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	144,585	64,585	8,936	73,521
当期変動額				
新株の発行	179,357	179,357		179,357
剰余金の配当				-
自己株式の取得				
当期純利益				-
当期変動額合計	179,357	179,357	-	179,357
当期末残高	323,942	243,942	8,936	252,878

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	1,526	254,511	256,037	-	474,144	474,144
当期変動額						
新株の発行			-		358,714	358,714
剰余金の配当		6,910	6,910		6,910	6,910
自己株式の取得				40,432	40,432	40,432
当期純利益		73,602	73,602		73,602	73,602
当期変動額合計	-	66,692	66,692	40,432	384,974	384,974
当期末残高	1,526	321,203	322,730	40,432	859,118	859,118

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年(平成28年)4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) システム使用料

システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	5,278 千円	274 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。

当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

2 資産除去債務

(1) 財務諸表に計上した額

	前事業年度	当事業年度
資産除去債務	30,387 千円	34,317 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）2 資産除去債務」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

この結果、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた907千円は、「預け金」75千円、「その他」831千円として組み替えております。

前業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期前払費用」967千円は、「その他」967千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、従来「営業外収益」に計上しておりました「紹介手数料収入」は実態に即した表示を行うため「売上高」に計上する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「売上高」、「売上総利益」及び「営業利益」がそれぞれ1,889千円増加し、「営業外収益」が1,889千円減少しております。なお、「経常利益」、「税引前当期純利益」及び「当期純利益」に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大期に、役社員に対して発熱時の報告義務、手洗い実施・マスク着用など感染予防対策の指示、職場内の換気や遮蔽板による飛沫飛散防止策の導入、リモートワークの導入等、感染リスクの低減に取り組んでおります。そのため、現時点での業績への影響は軽微であると考えております。しかし、今後、新型コロナウイルス感染拡大により、役社員やIFAに感染者が多数発生した場合は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
短期金銭債権	831	千円	621	千円
短期金銭債務	12,428		6,002	

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
営業取引による取引高	40,861	千円	39,499	千円
営業取引以外の取引による取引高	5,582		3,050	

2 一般管理費に属する費用の割合は、前事業年度及び当事業年度ともに100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
役員報酬	68,229	千円	76,590	千円
給料及び手当	177,307		194,886	
営業報酬	87,239		49,889	
賞与引当金繰入額	20,827		20,175	
役員賞与引当金繰入	7,088		3,190	
地代家賃	137,354		150,194	
減価償却費	22,391		25,649	

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
工具、器具及び備品	77	千円	96	千円
建設仮勘定	-		1,510	
計	77		1,606	

(有価証券関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額17,324千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額17,324千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,170 千円	2,166 千円
役員賞与引当金	958	-
資産除去債務	9,128	10,309
未払事業税	4,523	1,371
未払事象所税	-	215
その他	74	111
繰延税金資産小計	16,854 千円	14,174 千円
評価性引当額(注)	7,162	10,202
繰延税金資産合計	9,692 千円	3,971 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,413 千円	3,697 千円
繰延税金負債合計	4,413 千円	3,697 千円
繰延税金資産純額	5,278 千円	274 千円

(注) 評価性引当額が3,040千円増加しております。この増加の主な内容は、新規オフィス等の新たな賃貸借契約に基づき資産除去債務を計上したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.04%	30.04%
(調整)		
住民税均等割等	2.29%	4.79%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%	0.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.32%	- %
評価性引当額の増減額	2.99%	2.58%
その他	0.14%	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.23%	37.42%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額 (千円)
有形固定資産						
建物附属設備	33,531	7,780	-	8,610	32,701	31,512
工具、器具及び備品	17,941	16,821	96	13,850	20,816	35,207
リース資産	13,272	-	-	2,844	10,428	3,792
建設仮勘定	-	990	-	-	990	-
有形固定資産計	64,744	25,592	96	25,304	64,936	70,511
無形固定資産						
ソフトウェア	921	-	-	345	576	-
無形固定資産計	921	-	-	345	576	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	新宿第2オフィス 開設	4,894 千円
	京都オフィス 増床	2,169 千円
工具、器具及び備品	PC購入	9,710 千円
	本店 電話設備工事	2,000 千円
	新宿オフィス 電話設備工事	1,194 千円
	大阪オフィス 電話設備工事	1,150 千円
	京都オフィス 電話設備工事	990 千円
	新宿第2オフィス 電話設備工事	789 千円

2. 当期減少額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	自由が丘オフィス 電話、LAN工事	96 千円
-----------	-------------------	-------

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,224	7,213	7,224	7,213
役員賞与引当金	3,190	-	3,190	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.aipf.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に上げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2021年5月20日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2021年6月4日及び2021年6月14日 関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)2021年6月28日関東財務局長に提出。

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月28日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第17期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)2021年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第17期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月10日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2021年6月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年7月16日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

2022年4月1日、2022年5月2日、2022年6月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月28日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 猿渡 裕子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部 秀穂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金融商品仲介業に係る売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>注記事項（収益認識に関する注記）に記載のとおり、会社の当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高3,806,967千円のうち、金融商品仲介業に係る売上高は3,434,495千円である。</p> <p>金融商品仲介業においては、IFAの媒介により顧客が証券会社に支払った取引手数料等に対し、個社毎に契約で定めた料率が証券会社から会社へ支払われる（会社の売上）。会社は上記取引手数料等に対し、IFAとの契約で定めた料率を委任契約のIFAへ委任報酬として支払う（会社の売上原価）。</p> <p>金融商品仲介業に係る売上高の認識に誤りが生じた場合には、IFAへ支払う報酬の算定にも影響が及びこととなり、中核業務にかかる損益への影響が大きなものとなる可能性が高いため、当監査法人は、金融商品仲介業に係る売上高の実在性を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、金融商品仲介業に係る売上高の実在性に関して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>金融商品仲介業務に係る損益の認識に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、金融商品仲介業に係る売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>取締役会議事録の査閲並びに提携する証券会社及びIFAとの契約書の閲覧を行い、契約条件を理解した。</p> <p>金融商品仲介業に係る売上取引について、証券会社からの支払通知、入金証憑等の関連証憑と突合した。</p> <p>IFAへの委任報酬について会社が所定の方法により算定している計算シートを入手し、支払条件等の閲覧及び再計算を実施することによりその結果が正しいことを確認した。また支払証憑と突合した。</p>
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月28日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猿渡 裕子指定社員
業務執行社員 公認会計士 田部 秀穂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金融商品仲介業に係る売上高の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（金融商品仲介業に係る売上高の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。